

注意 本表は Gibbon, 309 附録第五表中の一部を引用す。

被保険者の数は後に第十四表に示すが如く年々多少の増減あれども平均五百餘人に過ぎず。而して一九〇八年の統計につきて其の職業別を見るに、被保険者数につきて言ふときは、五十五%は下級労働者、三十六%は建築業に属せる熟練労働者、八%は他の職業に属せる熟練労働者の割合となる。今更に之を失業保険金受領者に就きて見るときは、各五十七%、三十八%、五%の割合となる。即ち左の如し。

第十三表

一九〇八年ベルン保険局に於ける被保険者の職業調査。

職業	被保険者数	其の比例	失業者数	其の比例
不熟練労働者	二八八	五五・四	一八一	五六・六
建築業の熟練労働者	一八九	三六・三	一二三	三八・四
其他の熟練労働者	四三	八・三	一六	五・〇
合計	五二〇	一〇〇・〇	三二〇	一〇〇・〇

注意 本表は Gibbon, 310 附録第六表を材料として余の編成したるものなり。

右の表に不熟練労働者と言へる中には、建築業関係者の少からざるこゝ周囲の事情より想像するに難からざるこゝは前に既に述べたるが如し。従てベルン保険局は冬期の季節的失業を以て知られたる建築業関係のために設けられたるの觀あり。既に述べたる如く、ベルン保険局は自由保険制度を採りつつ、均一保険料 (universal or uniform premium) の主義を採用し、殊に其の利益を冬期に限りたるが故に、斯くの如く反對選擇を受くるに至りしは當然なり。其の結果として多額の補助金を必要ならしめ、且つ良危険が之に加入せざるがため被保険者は極めて少数に過ぎざるこゝなれり。元來此の種類の制度は一般多數の労働者をして保険を附せしめんこゝを目的として設立せられたるものなり。然るに其の實際は斯くの如し。之れ制度自身に缺點あるに因る言はざるべからず。

失業保険局及び職業紹介所は互に聯絡を保たしむるこゝ必要なるを以て、兩者は同一の委員會の管理に屬せしめらる。委員は總て九人ありて、市ミ雇主ミ労働者ミより各三名づつを選出す。又失業保険に關する爭議は Trade Tribunal of Berne にて裁決せらる。之を以て保險事業の上に労働者の利益は充分に代表せらる。

失業者に對して適當の職業を與へ、且つ保險局の負擔を少からしめんが爲め、職業紹介所ミ連絡

をとりて、被保険者のためには就職上の優先権を與へらる。之に加ふるに、市の事業は請負者によりて爲さるるに、直接市によりて行はるるを問はず、新に労働者を必要とする場合には、失業者救済の目的を以て、職業紹介所を経て雇入るべきことを定めらるるが故に、就職上の優先権は被保険者のため大に有利なるものなる。殊に市は冬期の失業救済のために、能ふ限り市の事業は之を冬期に延期すべき事を規定せり。然るに此等の保護あるにも拘はらず、失業率は非常に高し。即ち左表の如し。

第十四表

ベルン保険局に於ける失業率

年	被 保 險 者	失 業 者	失業率	
			%	フラン
1893	354	216	61	32
1894	413	226	55	43
1895	544	325	60	31
1896	494	242	49	44
1897	431	195	45	60
1898	543	375	69	44
1899	585	297	51	56
1900	597	380	64	50
1901	644	248	39	52
1902	719	292	41	46
1903	598	297	50	40
1904	593	305	51	36
1905	614	234	38	28
1906	571	239	42	41
1907	508	233	46	53
1908	520	320	62	51
平均	546	277	51	44

注意 本表は Gilman, 309 附録第五表を材料として作る。

尤も此の表によりては正確に失業率を知ることが得ずとも、其の大勢を見るための参考になすに足るべし。而して其の失業率が平均五十一%に及ぶことは後に述ぶべき Chart の制度を對照し、且つ前記の種々なる事情を綜合して考ふるべきは、此の制度が如何に被保険者のために反對選擇の餘地を存するかを語るものなり。

近時に至り此等の缺點に對する改革意見を述ぶるもの少からず。第一は冬期以外の失業をも保險せんとすることなり。第二は保険料に等級を設けんとすることなり。第三は保険料及び保険金を多くして失業者の保護を完全にせんすることなり。第四は扶養を受くる者の多少に應じて保険金に等級を設けんとすることなり。其の實現には幾多の困難を伴ふべけれども、之によりて大に其の面目を改むるに至るべし。

レント制度

労働者の團體に於て自治的に行はるる保險制度につきては既に本論文第八節に之を研究したり。此の制度の長所は反對選擇なきこと及び人意的危険少きことにして、其の短所は被保険者の負擔重

きこころ及び給與金の少きこころ之れなり。而して前節に研究したる如く、公營制度は其の事務の煩雜なるのみならず、保險事業の經營の上に幾多の缺點を伴ひて、多くは萎微不振の状態にあり。之を以て勞働者の自治的團體を利用し、之に公費を以て補助金を交付し、被保險者の負擔に變更を加へずして給與金を増加せしめ、若くは從來失業金を與へざりし組合をして之を與へ得るものたらしめ、以て保險制度を廣く保護奨励する政策をこるものを生じたり。此の方法は所謂「自から助くる者を助く」Helping self-help の精神に出づるものなり。之は一九〇〇年ベルギーの Ghent に創意せられ、其後次第に各地に擴まりしを以て、一般に Ghent system と稱せられ、其の指導者 Louis Varlez の名は歴史的なるに至れり（註二九）。

註二九 ゲントに關しては Gibbon, 89 以下、及び Twenty-fourth annual report of the U.S. Commissioner of Labor, 535 以下を参照。

Ghent 市は人口二十萬を有する工業都市にして殊に染織業盛なり。一九〇〇年其の市會に於て同市及び附近七個村の勞働者の失業の場合に補助金を與ふること定めたり。其の方法は原則として勞働組合が失業金を與ふる場合に、一定の割合の補助を與ふるものとなすなり。勞働組合は完全なる自治權を保有し、失業金額及び其の給與期間を任意に定め得べし。市會は毫も之に干渉するこ

ころなし。されど市の補助金には一定の制限を設け、補助額は組合の支給額を超えざること、及び一年内に六十日を超えざることせり。保險局の事務を委任する委員會は市會及び村會より選ばれしもの及び勞働組合の代表者より成る。

此の方法は勞働組合を單位とするが故に事實上の強制保險となり、且つ保險金受領の資格として例へば加入後一年の経過を必要とせるがために、反對選擇を受くることなし。又人意的危險を防止するためには、組合員相互間の自然の制裁の外に、なほ失業者は組合に毎日出頭して失業を報告するを要するものとする。組合の役員は實地につきて其の眞偽を確むることあり。尙ほ總ての組合に於ては同時に職業紹介所に出頭する義務を定め、若し適當の職業を與へらるれば之を拒み得ざることなし、以て就職の便宜を與ふると共に失業者を監督す。職業紹介所の役員も亦失業者の實地視察をなすことあり。もつ職業紹介所には種々のもの存在せしが、近時に至り總て之を市營事業となし、之を管理する委員會は雇主及び勞働者より同數の委員を出さしめ、委員長及び事務員は失業保險局に於ける同一の人をして之に當らしむ。

斯く定められし制度の實際を見るに、組合の數は初め二十八なりしが、八年後即ち一九〇九年には四十二となり、組合員は十三萬より十八萬に増加して、同市勞働者の二分の一に及べり。此の成績

を前記の公營制度と比較するに、人口五十萬の Cologne の被保険者千五百人、人口六十萬の Leipzig の被保険者二百人、人口八萬五千の Berne の被保険者五百人に過ぎざるに較ぶれば、其の成功の程度を推測するに容易なるべし。

次に其の失業状態を見るに、一九〇二年乃至一九〇八年の調査によれば、補助金を受けし者は被保険者全員の二十五%に止まり、其の日数を全員に割當つれば一人平均三日となり、被補助者のみに割當つれば十二日となる。即ち左の多し。

第十五表

гентト保険局の失業状態調査

年	組合数	組合員数	失業補助金受領者数	組合員に割當する%	失業補助金日数	全組合員に割當すれば	失業補助金割當すれば
1902	33	12,239	3,250	27	31,325	H 2.6	H 10
1903	34	12,295	2,711	22	30,296	H 2.5	H 11
1904	32	11,996	3,010	25	36,402	H 3.0	H 12

1905		13,241	2,019	15	34,065	2.6	17
1906	34	13,330	2,601	20	35,751	2.7	14
1907	35	17,426	3,533	21	38,529	2.2	11
1908	36	17,582	7,539	43	82,579	4.7	11
平均	-	-	-	25	-	3.0	13

注意 本表は Gibbon, 312 附録第八表を引用す。Twenty-fourth annual report of the U. S. Commissioner of Labor, 545 にある統計と多少異なる。孰れが正しきやを知らず。

次に保険金補助金との状況を見るに、гентトにては保険委員会に於て補助金の割合を定め、時宜に應じて之を變更せり。されど大體に於て保険金の五十%を補助せるが如し。即ち左の如し。

第十六表

гентトに於ける保険金及び補助金の状況

年	保 險 金	補 助 金	合 計	保険金の割合	補助金の割合	保険金に對する補助金の割合
1902	41,211 ^{フラン}	10,171 ^{フラン}	57,382 ^{フラン}	72%	28%	39%
1903	35,505	21,813	57,318	62	33	61
1904	42,198	25,803	68,001	62	38	
1905	35,559	20,252	55,811	64	36	57
1906	41,770	19,844	61,619	68	32	48
1907	41,487	23,892	65,379	63	37	58
1908	99,136	46,701	145,827	68	32	47
合計又は平均	336,862	174,476	511,337	66	34	52

注意 本表は Gibbon, 313 附録第九表を材料として作る。又は Twenty-fourth annual report of the U. S. Commissioner of Labor, 545 の統計を参考せよ。

次に職業別による失業率を見るに、其の概要は第六表の乙に既に掲げたる所の如し。前述の如く

Ghent system は労働組合を單位とするが故に、職業別及び個人別による反對選擇を受くる虞なし。されど失業率は職業によりて大差あるを以て、一樣に補助金を交付することは、動機に於て公平なれども、結果に於て不公平なることを注意するを要す。殊に季節的失業を以て顯著なる建築業に於ては長期に涉りて補助金を受くるを常とす。例へば左の如し。

第十七表

ゲントに於ける建築業労働者の失業状態、一九〇七年調査

職 業 失業者數	二週間以下の補助金受領者の割合	二週間を越ゆる補助金受領者の割合
建築業	五二二	二九、五%
其 他	一、三〇八	七〇、五%
		四三、〇

注意 本表は Gibbon, 93 より引用す。

以上の記述によりて明なるが如く、Ghent市に創始せられたる方法は甚だ好成绩を示したるにより、ベルギー各地を始め、歐洲諸國に於いて此の制度を採用するもの多し。二十世紀の最初十年間に如何に此の制度が發展せしかを見んがため、煩雜をいさはず左に其の概要を示さん欲す。(註三〇)

(a) Municipalities

1. Belgium. All cities of over 35,000 population, and several smaller cities, altogether twenty-one funds with forty-one communities participating.
2. France. A large number of municipalities, Paris, Lyons, Limoges, Roubaix, etc.
3. Germany. Several cities, such as Strassburg (since 1906), Erlangen (1909), Mülhausen (1909), Freiburg (1910), Heidelberg, Nuremberg (1911). It is planned in Berlin, Hamburg, München, and other cities.
4. Holland. About twenty-five cities and towns altogether, including Amsterdam, Arnhem, and Utrecht (since 1906), one since 1907, eleven since 1908, eight since 1909, one since 1910, and one since 1911.
5. Italy. Three cities, Milan since 1905, through a privately endowed philanthropic fund, Padua and Brescia since 1909 or 1910, directly (this does not include Bologna and Venice, where direct systems of insurance exist).
6. Switzerland. St. Gall since 1905, and Geneva since 1909, and a few other small towns.

(b) Larger Civil Divisions

Provinces, departments, etc. Small subsidies, often in addition to the subsidy of the local community, are given by these political divisions in Belgium and France.

(c) State Governments

1. Belgium since 1907 distributes a small subsidy to some of the communal unemployment funds, or trade associations granting unemployment benefit, whether affiliated or not with the communal fund.
2. France similarly distributes in subsidies to unemployment insurance associations a sum appropriated, which amounts to some \$ 22,000 annually since 1905.
3. A truly national system of subsidized unemployment insurance was passed in Norway in 1905 and similarly in Denmark in 1907.

(註三〇) 之は Gibbon の研究を基礎として Rubidow が編成したるものなり。Rubidow: S. I. 465—8 にあす。

今左に此の制度の祖國たるベルギーに於ける發達の状態を示さん。

第十八表

一九〇一年乃至一九〇八年に於けるベルギーの失業保險統計

年	保険局の 数	保険局に 属する 町村の 数	保険局に 属する 労働組 合の数	保険 金 受 取 者 数	保 險 金 給 付 日 数	勞 働 組 合 の 金 給	市 町 村 の 補 助 金	給 付 金 に 對 する 割 合 %
1901	2	2	26	2,089	6,676	3,453.77	1,206.99	35
1902	6	8	58	3,211	32,219½	12,597.97	5,639.17	44
1903	9	14	139	2,835	39,891	12,957.46	7,047.75	54
1904	11	15	128	2,825	50,604½	15,661.99	8,947.91	57
1905	14	13	131	3,400	55,734½	12,509.04	6,850.95	53
1906	14	25	229	5,019	71,369¾	17,315.25	9,006.01	52
1907	14	27	284	9,750	113,720½	30,871.75	14,320.41	46
1908	18	32	346	17,348	208,427¾	59,012.32	25,262.99	43

注意 本表は Twenty-fourth annual report of the U. S. Commissioner of Labor, 547 頁に録載す。
尙ほ Gibbon, 819 附録第十四表参照。

斯くの如く近々数年を出でざるに大飛躍をなし、一九〇一年に二個の保険局が、七年後に十六シ
なり、市町村の数は二より三十二に進み、労働組合の数は二十六より三百四十六に發展したり。

尙ほベルギーに於ける此等の市町村の活動の詳細を知らんご欲せば次の表を見よ。

第十九表

ベルギー各地方に於ける労働組合及び市町村の活動

一九〇八年調査

地	方	保険局に 属する 労働組 合の数	労働組 合の 給與金 F. A.	市町村の 補助金 F. A.	給與金に 對する 補助金 の割合 %	失業金受 取者数	失業金受 取平均 額 F. A.	受一日 平均額 F. A.	金一 平均 額 F. A.	一人 平均 失業日 数
Alost		16	1,950	727	37	887	3.02	0.27		11.1
Antwerp		58	17,408	6,196	35	3,247	7.27	.52		14.0
Berchem		16	1,261	899	71	254	8.50	.48		18.3
Bruges		10	477	235	43	97	7.33	.45		13.4
Brussels (City)		48	3,633	1,701	46	338	13.49	.47		29.0
Ghent		33	18,758	8,734	47	7,439	3.70	.34		11.0
Ixelles		11	323	159	50	68	7.04	.53		13.2
Louvain		13	1,546	768	50	232	8.33	.43		20.6
Mechlin		19	2,117	814	40	1,045	2.33	.39		7.3

Molenbeek	28	2,288	469	21	223	12.37	.55	22.3
Ostend	6	339	263	77	120	5.02	.44	11.4
Renaix	8	827	331	40	330	3.51	.33	10.7
Roulers	2	1,077	202	19	1,481	.86	.60	1.4
St. Nicolas	16	1,699	1,133	67	640	4.42	.26	16.7
Brussels (suburbs)	55	4,841	2,370	49	764	9.14	.48	19.9
Tamise	4	437	133	42	92	6.74	.33	20.7
合 計	346	59,012	25,263	43	17,348	4.86	.40	12.0

注意 本表は Twenty-fourth annual report of the U. S. Commissioner of Labor, 549 471 抄録す。
尚ほ Gibbon, 320 附録第十五表参照。

Ghent system が労働組合の行へる保険事業を補助する理由は、既に述べたるが如く、一方には Berne 又は Cologne に於けるが如き公營制度の失敗に鑑み、他方には自治制度の長所を認めて之を奨励せんとしたるに依るものなるが、此の補助金の交付によりて得られたる間接の利益も亦大なるものあり。其の利益を以て特に擧ぐべきもの二あり。第一は各組合の間に統一を生じたることにして、第二は労働組合の温和化したること之なり。

一九二〇年パリに開かれたる萬國失業會議 Conference Internationale du Chômage に向て、セント失業保険局より、ベルギー各地の失業保険局に於ける失業者管理につき提出したる報告書第六頁には、各地労働組合の間に統一を生じたる状況につき左の如く言へり(註三一)。

The beneficent participation of the public unemployment funds, which compare the different regulations and make known what arrangements are most useful and practical, the obligation on the unions to justify the grant of benefit in each case, the intercourse established through the funds with other unions providing insurance against unemployment and the comparisons made, the general meetings held in connection with the funds at which technical questions touching insurance against unemployment are often discussed between the delegates of the affiliated unions—all these measures have largely contributed to this indisputable improvement. It is quite remarkable to note with what ease alterations which have thus been prepared have been accepted by the general meeting of members, when the persons on the committees have been convinced of the utility of the changes:

a few days are sufficient to modify regulations which seemed fixed for ever.
(註三二) Gibbon, *ibid.*, 86 より引用す。

次に労働組合の温和化につきて研究すべし。始め此の制度の設けらるるや、労働組合に公費を以て補助することに反対するもの少からざりき。即ち労働組合は階級闘争の武器として、資本家に對して労働者の利益を主張することを主たる任務となすものなり。労働組合の他の任務は相互救済にあれども、之れ従たる任務に過ぎず。然るに労働組合を公費にて補助することは、即ち労働組合の勢力を強大ならしむることなるが故に、資本家の利益を害し、労働者の保護に偏すこと云ふなり。然るに其の後の状況は反対の結果を表はし、労働組合をして却て穏和ならしむるに至れり。即ち労働組合が一の有力なる社會改良機關たることの公に認められ、公費を以て補助せらるる結果として、労働組合も次第に其の責任觀念を高め來り、單に資本家に對する闘争機關を考ふるに止まらず、進みて一般人民の進歩及び一般社會の改良のためにする機關として、更に重大なる任務を遂行しつつあるものも考ふるに至れり。今左に Ghent 保険局の指導者として有名なる Louis Varlez の言を引用すべし(註三三)。

It seems clear that the recognition by the public authorities of most revolutionary

trade unions as organs of primary social duties has exercised a beneficent influence on the whole organization of the workmen. Confidence begets confidence, and the fulfilling of a real social duty soon engenders a sense of responsibility which modifies the mental attitude of the trade union. The Belgian trade unions, from being institutions of war, needy, destructive and detestable, ready to profit without scruple from every opportunity of throwing themselves, without reflection or care, into a terrible war against employers and the public powers, have become, more perhaps than in any other country, an active factor in the social organisation. Without losing their character as fighting machines, which could only disappear by suppressing their essential nature, the administrative organs of the trade unions, and their members too, regard themselves as regular factors in the social and administrative comity. Instead of placing themselves in opposition to the existing social organisation, they participate in the public administration, and become citizens interested in good financial management. During the last ten years the transformation is manifest, and it seems certain to develop more and more.

(註三三) Louis Varlez: *L'assurance-chômage en Belgique*, 291, quoted by Gibbon, 252.

最も過激的なり稱せらるるベルギーの労働組合に於てすら斯くの如し。況や更に溫和的なる他

の諸國に於てをや。尙ほ此の事實は反對にフランスのサンヂカリストの態度によりて證明せらるるを得べし。即ちフランスに於ても既に述べたる如く國家及び市町村に於て労働組合の行へる失業保険を補助せるものなるが、*Syndicalism* を唱道せる多數の *National Federations* に於ては失業保険を行ふことを欲せず。彼等は規則正しく掛金を納めて以て積立金を蓄積することは、同盟罷工等の場合に却て組合員の熱情を減殺するものみなせり(註三三)。之れ前述の如き労働組合の温和化の事實を反對の方面より證明せるものと言ふべきなり。

(註三三) J. A. Estey: *Revolutionary syndicalism*, 35—36 参照。

Glont system は労働組合を補助するを原則とす。されど必ずしも所謂 *trade union* たるものを要せずして、其他の意味に於ける労働者の結合たることも有るなり。此の點につきて *Denmark* は一の例外を示し、*trade union* の如く他の目的を以て組織せらるるものに補助するを許さず。特に失業保険の目的のために設けられたる團體たることを必要となし、且つ其の團體には如何なる労働者にも加入し得るものみなせり(註三四)。*Norway* もやや之に類し、若し其の組合が失業保険以外の目的を有するに於ては、失業保険の計算を特に區別することを必要となし、且つ失業保険のみの目的を以て加入を希望する者ある場合には必ず之を許可せざるべからざるものみなせり(註三五)。

斯くの如き制限を設くる所以は、第一に凡そ労働組合は階級闘争の武器なるを以て國家が之を補助するは不當なり、國家は資本と労働との何れにも偏倚せず、不偏不黨なるべきことを必要とする故なり。換言すれば、國家の補助金は失業者救済のみに充てらるべく、其の他の目的に用ゐらるるを欲せざるに依るなり。第二の理由は、労働組合に屬せざる者を特に不利益なる地位に立たしめず、彼等にも補助を受けしむる道を開かんことを欲するに依るなり。然るに此等の法律の規定は労働組合の喜ばざる所なるを以て、労働組合は補助を受くるために此の干渉を受けんよりは、寧ろ補助を拒絶しても自己の利益を保護せんことを欲したり。此の點に關する論争は殊に *Norway* にて烈しかりしこと云ふ。されど實際に於ては労働組合員にあらざる者の加入するもの殆ど之れ無かりしため、實際上の利害には殆ど影響なかりき。殊に *Denmark* の法制は全く空文に歸し、保険組合と労働組合とは異名同實のものとなり終れり(註三六)。

(註三四) Gibbon, *ibid.*, 103—109

(註三五) Gibbon, *ibid.*, 188

(註三六) Rubintow, *ibid.*, 465—467; Gibbon, *ibid.*, 77 and 251

労働組合を補助する *Glont system* は其の補助者を標準として二種に分類するを得。一は市町

村の補助するものにして、他は國家の補助するものなり。前者はベルギー、フランス、ドイツ等の如く歐洲大陸の中部諸國之を代表し、後者はノールウェー、及びデンマークの如くスカンデナビアの國々之を代表す。此の兩制度の優劣を抽象的に研究せんに、第一に國家制度は多數の被保險者に及ぼすことを得る長所あり。之れデンマークが九十五萬の被保險者を數へ、ノールウェーが五十萬の被保險者を算する所以なり。第二に國家制度は労働者の移動を妨げざる長所あり。地方別に保險制度を有して互に聯絡を缺くときは、労働者が他の地方に移らんことを従來の利益を悉く失はざる可からざる短所あり。要するに地方別の制度は不利益にして、全國共通の制度を優れり言はざるべからず。然るにも拘はらず、ベルギー等に於て地方的制度を有する所以は、此等の都市が歴史的に特殊の意義ある發達をなせるに依る。Gibbon 曰く(註三十九)。

In many places on the continent the local life is much stronger than in this country (the United Kingdom). The communities still bear within them the soul of local independence and pride and sturdiness which is the heritage of a past when they were states as well as local authorities. The vestiges of their past powers still remain, and whereas the Englishman thinks primarily of the state, and only secondly of his town, the man of Ghent, for instance, thinks firstly of his town and only secondly of the state.

(註三十九) Gibbon, *ibid.*, 235 参照。

一一 貯金補助制度

Ghent system が近時非常なる成功を告げて、多數の國に歡迎せらるることは前節に述べたるが如し(註三八)。然るに此の制度は果して完全なりやと言ふに必ずしも然らず。此の制度はただ労働者の團體の行へる失業保險を公費を以て補助し、被保險者の負擔を輕からしめ、其の救済を厚からしめ、且つ多くの組合をして失業保險を行はしめんとするに止まる。其の效果は前述の如く大なれども、尙ほ第八節に述べたる自由自治制度の缺點を繼受せるを免れず。即ち其の範圍は労働組合員に限るを以て、其れ以外の者に及ばず。労働組合の未だ發達せざる國に於ては素より盛に行はるるを得ず。労働組合の發達せる國に於ても、組合自ら失業保險を行はざるときは此の制度は普及せず。殊に注意すべき點は、最下級の不熟練労働者は最も保險を必要とするものなるに拘はらず、労働組合に屬せざるために保險せらるるを得ざることを之れなり。従て國家又は地方自治體は單に労働組合員を援助するのみならず、其他の者のためにも適當の方法を講じて其間に偏頗なからしむるを要す。之がために考案せられたる方法の一を貯金補助制度とす。

(註三八) 被補助自治自由の制度即ち所謂 Ghent system については Gibbon, 77-225; Tulinow, 463-472; Schloss, 20-71 等を参照せよ。

貯金補助制度は實は Ghent に始まり、今日なほ其の制度の一部をなせるものなれども、所謂 Ghent system なるものは異なる制度なるが故に、特に之を分離せしめて茲に研究せんことを欲するものなり(註三九)。

(註三九) 註二九を見よ。

一九〇〇年デントに於て、特に失業の場合にのみ引出すべき條件 (for the special emergency of unemployment) を以て貯蓄銀行に預金したる者が、失業のために其の預金を引出すべき時は、之に對して公費を以て若干の補助金を交付するものと定めたり。此方法は既に一八九六年以來イタリーの Bologna の貯蓄銀行に於て失業保険なる名稱を以て行はるるものと同巧異曲のものなり(註四〇)。されば Bologna のものは保険なれども、Ghent のものは個人的に計算せらるる貯金たることに於て差異あり。

(註四〇) Bologna については本論文第九節及び Gibbon, 65 を見よ。

デントにては一九〇四年に至り此の方法が全く失敗なるを見て、其の制度を寛大にし、特に斯か

る目的を以て行はれたる貯金に限らず、一般普通の貯金に對し失業のために引出さるる場合には、公費補助を與ふること改めたり。又同時に儲金組合 (Provident society) をも貯蓄銀行と同一に取扱ふことなしたり。

此の場合に反對選擇を防禦する目的を以て、預金者又は儲金組合員に向ては、三個月以上其の資格を繼續せる者に限ることせり。又人意的危險に備ふるがためには、補助金を受けんと欲する者をして職業紹介所に日々出頭せしむることせり。

此の獎勵方法は實際之を利用するもの甚だ少し。例へばデントに於て一九〇八年には貯蓄銀行預金者にして補助金を受けし者四十二人に過ぎず。儲金組合員は全體にて九十人の内、補助を受けし者約五十人に過ぎず。而して又他方には此の種の失業率は甚だ高きことを注意すべし。即ち左表の如し。

第二十表

デントに於ける補助金受領者の状態	一九〇八年調査
種 類	一人平均被補助日數
勞働組合員	四三%
	五、〇

離金組合員
銀行預金者

五四%

七、〇
一〇、五

注意 本表は Gibbon, p. 88 より引用す。

銀行預金者に對する補助の方法はベルギーに於て數個の都市に採用せられたれども、他國に於ては餘り廣く採用せられざりき。而してゲントに於けるに同じく、他の各地方にても盛に利用せられざるは、此の方法は純然たる自由制度なるに依る。其の狀況は左表の如く、ベルギー全國に於て、労働組合員に對し殆ど比較すべからざる程少數なるが故に、此の方法を探るや否やは殆ど問題とならざるなり。

第二十一表

ベルギーに於ける失業者補助の統計

年	補助せられた労働組合員	其の日數	其の金額	補助せられた離金組合員	其の日數	其の金額	補助せられた銀行預金者	其の日數	其の金額
1901	2,089	6,676	6,254	—	—	792	—	—	792
1902	3,211	32,220	—	—	—	—	7	—	7

1903	2,835	32,891	36,517	?	?	2,243	?	?	55
1904	2,825	50,605	46,362	?	?	2,433	?	?	100
1905	3,400	55,735	35,497	?	?	2,326	?	?	29
1906	,019	71,970	46,663	170	3,829	2,557	3	38	38
1907	—	113,726	74,199	136	3,351	2,444	13	250	245
1908	17,348	208,428	130,896	107	1,706	1,351	53	635	964
1909	18,909	180,772	114,006	87	1,911	1,244	10*	343*	310*

注意 本表は Gibbon, 319 附録第十四表中より抄録す。

* はゲントの分を包含せず。尚ほ Twenty-fourth annual report of the U. S. Commissioner of Labor 548 参照。

二 併立制度

自由制度の失業保険には二種あり。其一は公營保險 provided insurance 若くは一般保險 general insurance を稱せらるるものにして、公法人又は私的團體によりて設立せられ、一般公衆より

被保険者を募集するものを謂ふ。例へば Berne 又は Cologne 等に設けらるるものにして、既に本論文第九節に之を述べたり。其の二は自治保険 (autonomous insurance) 若くは Gent 制度 (Ghent system) と稱せられ、労働者の團結殊に労働組合の行へる相互保険に對して外部より補助を與ふるものを云ふ。Ghent 及び Denmark は其の最も著名なるものにして、既に本論文第十節に之を研究したり。此の二個の制度は何れも一得一失あるにより、兩者を併置して其の長所を併せ取らんことを欲するものあり。之を併立制度 (mixed insurance) と稱す(註四一)。併立制度とは即ち此の兩者を同一地域に併存せしめ、労働組合員に對しては其の相互保険を奨励し、其他のもののためには公營保險局を設け、以て一般に失業保險を普及せしめんとするものなり。

(註四一) 本論文第七節を見よ。

併立制度の自由保險はスキスの Basle にのみ存するものなり(註四二)。バールが此の制度を採用したるは極めて最近のことに屬す。されど其の茲に至りし沿革を尋ねることは、失業保險の研究上最も興味深きことなり(註四三)。茲に簡単にバールを稱せるは、詳しく言へば Kanton Basel-Stadt にして、一の都市國家なり。されど其の地域はバール市を中心とし、其の郊外極めて少許の地を包含せるに過ぎざるが故は、便宜上之を一の都市と見て可なり。バール市は人口十四萬を有せる繁盛

なる工業都市なり。

(註四二) バールはドイツ語にてパーゼン (Basel)、フランス語にてバール (Bale)、英語にてはバール (Basle) と呼ぶ。

(註四三) バールの失業保險に關しては Gihlon: Unemployment Insurance 第二章、第五章及び第十章并に附録第二の法律、及び附録第三の統計第七表を見よ。

バールに失業保險問題の表はれたるは、一八九三年斯道の大家 Prof. G. Adler の助力によりて作成せられし法律案を始めす。其の後熟議の結果、一八九九年には強制失業保險法案が立法府 (Great Council) を通過したり。此の法律によれば、被保険者は工場労働者及び土木建築業労働者にして一年の所得千八百フラン未満の者す。保險料は失業率によりて職業を四級に分ち、又賃銀の多少により同じく四級に分ち、雇主をして徴收せしむ。保險金は賃銀に應じて四級に分ち、尙ほ被扶養者の多少、操業時間の短縮、副業に従事せる者等につき特に定むる所あり。雇主は雇人の數及び職業による失業率に従ひて保險料の一部を納付すべき義務を負ふ。政府は事業費の外に、なほ毎年定額の補助金を支出す。保險事業は雇主及び労働者の代表者を包含せる委員會の管理に屬するものと定められたり。

此の法律は選舉人の要求に基き國民投票に附せられたるが、多數の反對により否決せられたり。

反對者は二方面より出でたり。即ち雇主は其の負擔に反對したり。一般の熟練労働者は不熟練労働者及び特に建築業者の如き季節的失業の爲に失業率高きものと共に被保険義務を負ふ事に反對したり。此の反對が正當なりしや否やは、次節に記述するサン、ガルの制度を對照して批評すべし(註四)。

(註四四) Gibbon, *ibid.*, 35—37 及び 33—43 参照。

一九〇一年に至り Labour Federation によりて失業保険の設けられしこと既に本論文第九節に述べたり。此の Labour Federation は trade unions より成れるものなれども、其他の労働者にて三個月以上パールに居住し労働し且つ年齢五十五歳を超えざるに於ては被保険者となり得るものと定めたり。此の公營保険はただ私的團體によりて設けられたる差異を除きては、ベルン又はコローンに於けるものと殆ど異なることなし。従て其の成績も同様にして、被保険者は主として建築業關係者より成りて冬期の失業率高く、被保険者の数は次第に減少し、保険料引上げの必要に迫られ、遂に一九〇九年二月の總會に於て廢止を決議せられたり(註四五)。

(註四五) Gibbon, *ibid.*, 61—65 及び同書 311 附録第七表参照。

今其の成績の一端を示さんに、被保険者は一九〇二年に千二百人ありしものが、一九〇八年には

二百四十人に減じたり。此の千二百人云ふは實は名義のみの被保険者にして、保険料徴收には非常に困難を感じたり。従て一九〇三年に法律を改正して、六個月の猶豫期間を経過して尙ほ保険料を納付せざる者は除名することとせり。斯かる寛大なる猶豫期間にも拘はらず、之がために翌年二百七十餘人の除名者を生じたり云ふ。被保険者減少の状況は後に掲ぐる第二十二表につきて見るべし。

保険料は賃銀の多少に應じて三級に分ちたれども、職業による危険率は之を問はざりき。保険金は各人に對して同額を支給せしもの如し。自由保険制度に對して斯かる方法をみる場合に反對選擇の強くして、悪危険の淵藪となるべきは始より當然なれども、星霜を経るに従ひ被保険者の減ずるに連れて益々甚しくなりたり。之をベルンのもの(第十四表)に比すれば成績佳良なれども、之をゲントのもの(第十五表)に比すれば甚しき遜色あるを免れず。即ち左の如し。

第二十二表

パールに於ける失業保険の状況

年	被保険者	失業者	保険金支拂日数	被保険者に対する失業者の割合%	失業者の保険金日数
1901	886	103	2,852	12	28
1902	1,174	138	4,136	14	25
1903	506	106	3,028	21	28
1904	401	126	3,400	31	27
1905	498	207	5,188	41	25
1906	457	179	4,864	39	27
1907	317	140	4,100	44	29
1908	240	139	5,007	58	36
平均	—	—	—	26	28

注意 本表は Gibbon, 311 附録第七表に依る。

斯くの如き結果を生じたる最大の原因は建築業関係者が多数を占めたることにあり。例へば一九

〇四年の調査によれば、建築業関係者は被保険者中の六十八%、失業者中の八十八%を占め、殊に保険金受領額の最大限に達したる者の中九十五%を占めたりと云ふ。

保険局の收支を見るべきは、此の制度が保険と言ふよりも寧ろ救恤の性質を帯び、而も歳月を経るにつれて益々純然たる救恤に近づかんとする傾向を明に看取するを得。之れ前記の如き反対選擇の當然の結果なり。即ち左の如し。

第二十三表

パールに於ける失業保険の収入支出

年	保険料収入	政府補助	消費組合寄附	名醫會寄附	其他の収入	収入合計	保険金支拂	保険金に對する割合%	失業者の一人に對する保険金	失業者の一人に對する日数
1901	2,162	1,000	1,000	1,356	436	5,952	2,882	75	28	1.01
1902	2,338	1,000	1,000	1,254	226	5,813	5,379	43	32	1.30
1903	1,728	2,000	1,000	970	63	5,768	3,286	44	37	1.30
1904	1,849	2,000	1,000	945	28	5,822	4,420	42	35	1.30
1905	1,920	2,000	—	937	6	4,833	6,744	28	33	1.30

1906	2,108	2,000	1,000	847	15	5,970	7,271	29		1.50
1907	1,880	2,000	1,000	817	—	5,697	6,150	30	4	1.50
1908	1,667	3,200	1,000	742	102	6,711	7,134	23	5.1	1.42
合計	15,652	15,200	7,000	7,867	880	46,539	43,916	38	38	1.35

注意 本表の材料は前表に同じ。

之によりて明なるが如く、保険料収入額即ち被保険者の負擔は保険金支出高に對して、第一年度を除き常に半額に満たず、八年平均三十六%に過ぎず。殊に其の割合は年々低下して二十三%に達し、遂に保険局の閉鎖を見るに至れり(第一年度に於て支出金の少かりしは、保険加入後六個月を経るに非ざれば保険金受領資格なきが爲めなり)。尙ほ収入の状態を見るに、消費組合の義務的寄附は終始同一に行はれたるが、(一九〇五年に寄附金なき理由は不明)、政府は財政の缺陷を補ふために其の補助額を次第に増加すべく餘儀なくせられ、之に反對に名譽會員は年月の経過につれて其の熱心を冷却せしむるが故に、其の任意的寄附は年々減少するに至りしことも亦他山の石たらずんばあらず。

既に述べたる如くバールにては始め強制保険の計劃を立て、續いて公營自由制度行はれて失敗に終りたるが、其間絶えず當局者は此の問題の研究に潜心し居たり。而して此の間にありて一九〇六年 Milan に開かれたる萬國失業會議にバール政府の統計家 Dr. F. Mangold の提出せし報告書(Denkschrift über die Entwicklung der staatlichen Arbeitslosenfürsorge im Kanton Basel-Stadt) は最も興味ある研究資料なり。其の内に見ゆる彼の意見は結局左の如し(註四六)。

The best way of making provision against unemployment is by the insurance of the workmen in their own trade societies, and such insurance should be subsidised by the state; for those who cannot or do not avail themselves of insurance through trade societies, it is advisable that the state should itself provide a scheme of insurance, or quasi-insurance.

(註四六) Gibbon, ibid, 131

次で一九〇七年七月には行政府(Executive Council)は失業保険に關する報告書を立法院に提出せり。其の趣旨は右に配せる Mangold の意見の同一にして、即ち併立制度を採用し、且つ職業紹介所に於て失業者のため就職上の便宜を與へんと欲するものなり。立法院にては熟議の結果、一九

○九年十二月に至り遂に失業保険法を制定し、翌年五月より実施せり。其の趣旨は行政の提案と異なることなし。其の詳細は重ねて茲に記述するを要せず。ただグント制度とベルン制度を同時に行へるものと考ふるを以て足るべし。而して此の方法は大なる成功を以て行はれつたりと稱せらる(註四七)。

(註四七) Gibbon, *ibid.*, 131—137 を見よ。

一三 サンガルの強制保険

失業保険に關しても他の種々なる社會保險に於けること同じく、強制保険の必要を唱ふる者あり。又現に之を行ひたるもの、前には St. Gall あり、後にはイギリスあり。此の制度は前記の種々なる自由保險制度の缺點を補はんことをするために設けられたるものなり。即ち失業保険は今日の經濟組織にありては一般労働者のために必要なるにも拘はらず、之を自由に放任するときは被保險者は労働者中の一部—殊に比較的上級なる労働者にして失業保険の必要の比較的に少き者—に止まり、他の多數の労働者—殊に比較的下級なる労働者にして失業保険の必要の比較的に大なる者—は保險制度の利益より漏るる結果となることは既に述べたる所によりて明なるが故に、此の缺點より脱して

總ての労働者をして一様に失業に對して保險せしめんとするなり。

強制保険は此の外になほ附隨の利益二あり。第一は保險料徴收の義務を雇主に課し、賃銀の支拂に當り其の内より控除せしむるを得るが故に、附加保險料 (Loadings) を節約し得ること大なり。第二は一定の範圍内の者を強制するが故に、反對選擇の餘地を存せしめず、且つ解約及び失效を防止し得るにあり。

されど此の制度の實行には二個の困難あり。第一は失業率を決定することの困難なり。失業の確率 (Probability) は職業によりて著しき差異あるのみならず、同一の職業にありても熟練労働者と不熟練労働者との間に同じく著しき差異あること、既に本論文第二節を始め、諸所に引用したる統計によりて明瞭なり。而して被保險者をして其の負擔と利得との間に公平を保たしむることは、正義の要求する所にして、又保險事業經營の上に缺くべからざる要件なり。然るに斯かる失業統計は未だ甚だ不完全なり。余は既に本論文第二節の始に其の理由二個を挙げたり。一は失業統計は職業紹介所又は失業保險制度の設けられたる後にあらざれば完全なるを得ざること之れなり。他は統計の技術上の困難なり。而して尙ほ茲に附記するを要することは失業率の計算方法なり。余は本論文の中に引用せる諸表に於て、用語の簡單を尊ぶの餘り、屢々失業率なる文字を用ゐたれども、實際は

ただ被保険者數に對する保險金又は補助金受領者數の割合を見たるに止まりて、毫も失業日數の長短並に其の度數の多少を考慮せざるものなるが故に、學問上及び實際上より見て殆き無意義の比例數なり。眞に意義ある失業率を計算するためには、少くも Aokland が英國商務省に提出したる報告書 (Return containing the report by Mr. Aokland on the scheme for insurance against unemployment, 1911, No. 162) 附録第四表に於けるだけの注意を加へて計算せられざるべからず。斯くの如くなるが故に、正確なる失業率、從て適切なる保險料の算出は甚だ困難なり。既に述べたる如く、Berné の一般保險が不成功に傾き、Ghent の自治保險が大に成功せる一大原因は茲に存するこゝ明なり。強制保險にありては Berné に於けるが如き反對選擇を受くる感なければども、保險料が不適切なれば被保険者の不平を惹き起すは當然なり。嘗て Basle に強制保險の議あるや、熟練労働者が大に反對したることは前に述べたるが如し。又 St. Gall の強制保險の失敗したることは次に之を述べべし。而して現にイギリスに行はるる強制保險が此の點に多大の注意を拂へることは研究者の看過すべからざる所なり。

第二の困難は被保険者の人意的危險を防止するこゝなり。労働組合を基礎せせる自治制度にありては此の困難甚だ少し。されど一般労働者を包含せんとするに於ては、職業紹介所を利用して、被

保險者の詐欺及び怠情を制止せざるべからず。次に述ぶる St. Gall の制度は此の方面の注意を全く缺きたるこゝが失敗の最大原因なり。イギリスの強制保險に至りては、一方には労働組合を利用し、他方には職業紹介所と聯絡して、深き注意を拂へり。

強制失業保險は一八九四年スキスのサン、ガル市に創始せられたるが、經營宜しきを得ずして、二個年の經驗の後廢止せられたり。之と相前後して Basle (註四八) 及び Zurich にて強制保險の議起りしが、何れも實行せらるるに至らざりき。今左に St. Gall の状態を略述せん(註四九)。

(註四八) Basle の強制保險は前節を見よ。

(註四九) St. Gall の強制保險については Schlüss, *ibid.*, 8—19; Rubinow, *ibid.*, 473—474; Gibbon, *ibid.*, 33—35 参照

一八九四年サン、ガル州は法律を制定して、州内の市町村に強制失業保險を實施し得べき權能を與ふるに同時に、強制法の基礎的條項を定めたり。之によれば市町村は其の管内の男性労働者にして一日五フラン未滿の賃銀を得る者全體に強制失業保險の義務を負はしめ、其れ以上の收入ある者は任意に加入せしめ、女性労働者は強制又は任意に加入せしめ得るものせり。保險局の收入は被保險者の掛金、市町村の補助金、州の補助金、及び有志者の寄附金より成るものとし、尙ほ能ふべくんばスキス聯邦政府の補助をも受くべきことせり。其他なほ種々の規定あれども省略す。

サン、ガル市は右の法律に基き直に強制保険法を制定せり。其の概要を示せば、先づ被保険者は一日の所得五フラン未満の男性労働者に限るものごなし、之を所得の大小に應じて三階級に分ち、各階級毎に保険料及び保険金を定む。職業の差異による失業率の多少は全く考慮せず。保険金を得るがためには少くも六個月引續き保険料を納むるを要す。但し失業保険金を受けつつある者、病者、及び雇主より賠償を受けざる負傷者は保険料の拂込を要せず。保険料は被保険者自から拂込むべきものとす。保険金は一年間に六十日分以上を受くるを得ず。失業者過多なるが如き特別の事情ある場合には保険金を減額することあり。自己の重大なる過失による失業者、正當の理由なくして就職を拒みたる者等は保険金を受くるを得ず。最後に保険局の管理委員會は九人の委員より成り、内二人は市會より任命せられ、他の七人は被保険者より選出せらるるものとす。市は法律を以て定むる補助金をなす。

斯くの如く定められたる法律の規定も始より嚴重に遵奉せられざりき。法律は既に他の組合に於て失業を保險せる者を除き、其他總ての労働者を強制すべき筈なりしに、或る種類の労働者例へば messenger 及び commissionaire の如きは、所得額を決定する能はず且つ失業の事實を確認する能はずとして除外せられたり。又或る種類の者例へば郵便、電信、鐵道の従業員は失業の危険甚だ少

しとして除外せられたり。之れ法律に違反せるのみならず、若し斯かる論法を以てすれば他に尙ほ多くの除外すべき者存したるなり。

被保険者を登録せしむるにつき多くの困難ありて、之を登録せざるため科料に處せられたる者少からざるにも拘はらず、初年度には尙ほ二十五%の不登録者ありき。被保険者数の減少も甚しく、第一年目の登録者四千二百人ありしに、死亡、移住其の他の原因のため、第二年目の終には二千八百人に減少したり。又保険料は被保険者自から拂込むものなるが故に不納者甚だ多く、第二年目の終には被保険者二千八百人中にて延滞者は其の半數に上れり。保険金受領者中には不熟練労働者及び建築業者其の大部分を占めたり。保険金受領日数は概して長く、最大限即ち六十日分を受けたる者甚だ多く、第二年目には失業者の五分の二は五十日以上保険金を受け、一人平均七十五フランに上れり。

此の制度に對して労働者は初より反對を唱へ、殊に熟練労働者は自己の拂込みたる掛金を以て不熟練労働者を救助するものなりと考へて之を喜ばざりき。殊に雇主側に毫も負擔を加へざること最も強く非難したり。されば此の保険局は被保険者の反對の聲高きと同時に、甚しき財政困難のため、僅に二年間の經驗の後之を閉鎖するに至れり。

保険金の給與方法は全く其の道を誤りしが如し。失業の原因につきましては深く之を詮索することなかりしが故に、法律上の請求権なき者例へば病人にも保険金を與へ、或は任意の退職者にも之を與へたり。職業紹介の制度は最も不完全なりき。又保険料は引續き六個月間拂込まざれば保険金を與へずと定めらるるにも拘はらず、平素より保険料を拂込まざりし者が失業の發生するに當り一時に其の延滞保険料を納め、之によりて多額の保険金を得たることあり。甚しきに至りては、右の如き者が其の延滞保険料を保険金中より控除して、其の差額を受取りたることあり。

其の他なほ種々なる事情ありき。例へば保険事務を貧民救助局の吏員に掌らしめたるが故に、保険金は恰も救助金の如き外觀を呈し、被保険者に不快の念を與へたり。又貧民救助局の事務員は之がため職務上重き負擔を加へられたるに拘らず、特別手當を受けざりしが故に、事務に熱心ならざりき。又保険事務の監督を五人の特別委員に一任したるが、彼等は何れも被保険者中より選出せられし者なりしを以て、事あるに際し悉く労働者に有利なる裁決を與へたり。

以上の種々なる事情は相待ちて St. Gall の強制保険をして失敗に終らしめたり。之を以て一九〇五年に至り同市は所謂 Ghent system を採用し、労働者の自治團體に於て行はるる失業保険に補助金を與ふることをなしたり(註五〇)。尙ほ同地の名産なるレース及び刺繡に従事せる労働者のた

めには、同地の名士 Otto Adler の主唱によりて雇主組合が設立せられ、労働者をして備荒組合 (crisis funds) を設けしめ、之に對して雇主組合より補助金を與ふることをなせり(註五一)。

(註五〇) 本論文第十節を見よ。

(註五一) サン・ガルの補助制度については Gibbon, *ibid.*, 218—220 参照。

St. Gall に續いてスイス國內に於ては Basle 及び Zurich にて同様の計畫ありしが、何れも實行せらるるに至らざりしことは既に述べたるが如し。此の外にも十九世紀の末より二十世紀に涉りて、強制失業保険の提議及び調査をなすもの各國に其の例少からず。今試に其の二三を左に記述すべし(註五二)。

(註五二) 此等の事項に關しては Gibbon, 37—40, 289—292; Rubinow, 474—475 参照。

フランスに於ては一九〇三年 Conseil Supérieur du Travail に於て、若し強制保険をなして國家が四分の一の費用を負擔するものこそば、千五百萬圓を要するが故に、此の方法をやめて自治制度を補助することを決定したり。

一九〇六年ノールウェーに於て、又一九〇七年デンマークに於て、自由保険に對する國庫補助制度が設けられたるが、當時兩國に於て強制保険の可否が研究せられたれども、採用せられざりき。

一九〇六年ドイツ帝國統計局勞働統計部より發表せられたる内外失業保險調查報告書 *Die Bestehenden Einrichtungen zur Versicherung gegen die Folgen der Arbeitslosigkeit im Ausland und im Deutschen Reich* は此の問題に關する最著名なるものなり。此の意見によれば、一般に適用せらるる強制保險にありては、惡危險の爲めに良危險が不當に重き負擔をなす事なるべく、又失業率に應じて保險料に等級を設くることは甚だ困難なるを以て、強制保險を排斥し、デント制度を賞讃せるもの如し。

されど亦サン、ガルが嘗て行ひし如き方法の賛成者も亦少からず。即ち市町村をして其の管内に強制保險を行ふ權を有せしむべしとの意見は、始め一八九九年人民黨 *Volkspartei* によりて提出せられたり。後一九〇八年 *Magdeburg* 市統計局の失業保險報告書に之を掲げ、翌一九〇九年 *Düsseldorf* 市は此の目的のために帝國法を制定せられんことを希望する旨を決議し、同年 *Baden* 公國に於ても此の方法は審議すべき價值あるものなることを報告書に掲げたり。*Strassburg* 市助役 *Dr. Dominiens* が一九〇九年に於ける同市の失業保險補助の狀況を報告したるとき、建築業の職工に若し救濟的事業を冬期に與へ得ざるならば、強制保險を探ることを適當とすと言へり。此の外にも尙ほドイツには他の種々なる勞働保險あるを以て、之と同様に失業保險を行ふべしと論ずる者多く、或

は疾病保險と聯絡せしむべしと言ひ、或は老廢保險と關聯せしむべしと言へり。然るに *Dr. Freund* は職業紹介所と結合して強制保險を行ひ、保險料は雇主と勞働者と折半すべしと言へり。

一九一一年に至りイギリスは強制保險法を制定したり。其の法律制定の沿革並に理由如何。左に節を改めて之を研究せん。

一四 英國の強制保險

イギリスに於て失業者救濟問題は一般には貧民救助問題と同一視せられ居たり。されど勞働組合に於ては早くより失業保險の必要を認め、自發的に之を行ひ居たることは、既に本論文第八節に之を述べたり。然るに十九世紀の晩年以來、*スミス*を始め歐洲大陸の各地に失業保險の次第に隆盛に赴かんとするを見て、イギリスに於ても漸く識者の注目する所となれり。失業保險に關して一九〇四年 *D.F. Schloss* が商務省に提出したる報告書 (*Report to the Board of Trade on Agencies and Methods for Dealing with the Unemployed in certain Foreign Countries, 1904, Cd. 2304*) は實に此種の調査の最初のものなり。彼は後一九〇九年に至り右の報告書を訂正増補して書物となし、*Insurance against Unemployment* として公刊せり。此の書物に於て彼は最後に

三個條の結論をなせり(註五三)。之によれば彼はノールウェー及びデンマークに於けるものを最も適當なりとせり(註五四)。即ち労働者の相互保険は *trade union* をして行はしめ、之に對して政府は補助金を與へ、且つ地方的制度を廢して全國的制度をなし、且つ職業紹介所を聯結して行ふを可とすに結論せり。第一に労働組合をして行はしむる所以は、之によりて反對選擇及び人意的危険を防止せんと欲すること、及び此種の組合が既に多く存在せるが故なり(註五五)。第二に之を全國的たらしめんとする所以は、イギリスの多くの労働組合が全國を通ずる同業者の團結として發達し來れること、歐洲大陸の諸都市に其の事情を異にせるが故なり(註五六)。第三に職業紹介所を聯結して行ふべき所以は、之によりて失業を豫防し且つ人意的危険を防止し得るに依る(註五七)。

(註五三) 同書七十二頁以下を見よ。

(註五四) Norway 及び Denmark に關しては本論文第十節中に論及したれども、詳細は *Schless*, 49—71 同附錄第三及び第四 93—125; *Gibbon*, 108—180, 187—193 を見よ。

(註五五) 本論文十節 *Ghent system* を見よ。

(註五六) 本論文註三七を見よ。

(註五七) 本論文註九を見よ。

一九〇五年には *Lord Hamilton* を議長とする *Poor Law Commission* が設置せられ、熟議の

結果、一九〇九年二月十七日其の *Majority Report* 及び *Minority Report* が公表せられたり。其の報告書は四十冊に及ぶ廣大なるものなり。其の研究項目は多岐に涉れども、失業問題につきて特に注意すべきは、全國に涉りて職業紹介所を設置すべきこと、及び労働者の自治的團體に行はるる自由保険に對する國庫補助を必要とせざることを之れなり(註五八)。政府は此の *Majority Report* を實行する第一歩として、一九〇九年 *Labour Exchanges Bill* を議會に提出し、商務大臣 *Churchill* 其の理由を説明せり(註五九)。而して彼は其の説明中に失業保険に論及して左の言をなせり(註六〇)。

We cannot deal with the insurance policy this Session for five reasons. We have not the time now. We have not got the money yet. The finances of this insurance scheme have got to be adjusted and interwoven with the finances of the other schemes which my right hon. Friend the Chancellor of the Exchequer is engaged upon now for dealing with various forms of invalidity and other insurance. In the next place, labour exchanges are the necessary preliminary. We must get the apparatus of the labour exchanges into working order before this system of insurance can effectually be established or worked. Lastly, no such novel departure as a compulsory, contributory unemployment insurance

in a particular trade could possibly be adopted without a very much fuller degree of consultation and negotiation with the parties concerned than has been possible to us under the conditions of secrecy under which we have necessarily been working.

(註五八) The Majority and Minority Reports of the Royal Commission on Poor Laws and Relief of Distress, 1909, Cd. 449 は其の報告書なり。Hayes: British Social Politics 第一八五頁以下、特に第一九〇頁を見よ。

(註五九) Hayes, *ibid.*, 191 et seq 及び本論文註九を見よ。

(註六〇) Hayes, *ibid.*, 204 を見よ。

之より先き一九〇八年には W.H.Beveridge は失業問題に關する其の智囊を傾けて Unemployment, a problem of industry を著し、職業紹介所の必要を述べ、之に相列びて失業保険の必要を論じたり。曰く(註六一)。

The Labour Exchange is required to reduce to minimum the intervals between successive jobs. Insurance is required to tide over the intervals that will still remain. The Labour Exchange mobilises the reserves of labour for fluctuations and hastens re-absorption after changes of industrial structure. Insurance is needed to provide for the maintenance of the reserves while standing idle and of the displaced men while waiting for

re-absorption.

然れども彼は特に如何なる制度を適當とするかについては之を論ずるコトなかりき。

(註六一) 同書第二一九頁を見よ。

續いて一九一一年に J.G. Gibbon はロンドン大學の研究科に於てなしたる最も綿密なる研究の結果を Unemployment Insurance 之題して公刊せり。彼は此の書物の中に歐洲大陸各地の狀況を紹介し、最後に二十三個條の結論を掲げて其の理由を辯明し(註六二)、更に之を約言して左の六個條を特に高調せり(註六三)。曰く、

- a. The state and local authorities should encourage and financially assist insurance against unemployment; insurance could thus be much extended.
- b. Insurance is best effected through voluntary associations (in practice, generally trade unions) which are managed by the insured themselves; and insurance in this form should be fostered as much as possible.
- c. Side by side with insurance effected through such associations, the state should provide means of insurance for those not otherwise insured.
- d. Insured persons should be given preference at labour exchanges, if as well qualified

as other applicants, in the giving of public, and, in so far as employers acquiesce, of private employment.

e. It is not expedient, on the whole, that insurance should be made compulsory.

f. Nor does it seem advisable, at least when the insurance is voluntary, that compulsory contributions should be required from employers.

之によりて明なるが如く、彼は Basle に於けるが如く自由保険の併立制度(註六四)を謳歌せるものなり。

(註六二) 同書二二六頁乃至二八七頁を見よ。

(註六三) 同書巻頭の緒言一二頁及び同書二八六頁を見よ。

(註六四) 本論文第十二節を見よ。

此等の著述が學界に提供せらるる他の一面に於て、政府は一九〇八年より一九一一年に涉りて常に保険實行の方法を研究し、一九〇九年には其の前提として職業紹介所を設くるに至りしことは既に之を述べたり。而して當時 Churchill は政府の意向が強制保険にあることを暗示したるが(註六五)、果して一九一一年五月四日下院に掲出せられたる法案は、前記の諸學者の反対意見にも拘はらず強制主義を採用したり(註六六)。而して此の法律(註六七)は同年十二月十六日公布せられ、翌年

七月十五日より實施せらるることを以て、其の後著しき改正なくして今日に及べり。

(註六五) 註六〇を見よ。

(註六六) 當時の論争は Hayes: British Social Politics, 506 et seq に詳なり。

(註六七) 此の法律は略して The National Insurance Act, 1911 (1 & 2 Geo. 5. Ch. 55) と稱せらる。本名は An Act to provide for Insurance against Loss of Health and for the Prevention and Cure of Sickness and for Insurance against Unemployment, and for purposes incidental thereto. など。

イギリスの失業保険制度は各國の制度の長所及び短所を詳細に研究したる上にて考案せられたるが故に、種々の方面に深き注意を加へたる苦心の痕跡歴々として明なり。其の法律の註釋書は甚だ多きが故に、其の法律の内容の説明は此等の書物(註六八)に譲り、以下極めて簡単に其の特色のみを指摘せん。

(註六八) Watts: National Insurance; Thomas Smith: Every body's guide to the N. I. Acts; Carr, Garnett, and Taylor: N. I.; Browne and Wood: Law of N. I. 等は其の重なるものなり。此の外には特に注意すべきものあり。一は一九一一年五月四日下院に於てなしたる Lloyd-George の説明にして、Hayes; ibid, 511—; Lloyd-George: The People's Insurance, 3—を始め多數のものに掲載せらる。他は Thomas G. Ackland の商務者に対する報告書にして、通俗に Actuary's

第一に強制的被保険者の範圍は最も失業の危険に晒さるるもの多き者に限定し、ただ building, construction of works, ship-building, mechanical engineering, iron-founding, construction of vehicles, saw-milling の七種の職業に従事する労働者を定めたり(法律第八十四條)。本法の適用が新しく狭き理由は、第一に本法は試験的に行はれたるものにして、將來其の成績に應じて擴張せらるべき豫定なり(第百三條)。第二に此等の職業は失業の危険率最大にして保険を最も必要とするに依るなり。此外にイギリスの大工業たる coal-mining 及び cotton manufacture に適用無きは、此等の職業は不景氣に際し操業短縮の方法によりて失業を調節し得るがためなり。又 casual labour on docks は間斷なく失業危険に襲はるるものなるが、其の職業の性質上之を保険するもの困難なるに依る。

茲に労働者を云ふは十六歳以上の男女にして manual labour に従事せる者を云ふ(法律第七條)。其の強制被保険者の數は何程なりやと云ふに、初め法律案には十八歳以上のものありしが故に、actuary が一九〇一年の人口調査に基きて、一九一二年三月末に於ける被保険者の豫測をな

せるもの左の如し。

Class of insured trade.	Total.	Building group.	Engineering group.
Building trade.	1,248,000	1,243,000	—
Engineers and Ironfounders.	777,000	—	777,000
Shipbuilders.	187,000	—	187,000
Millsawyers.	43,000	23,000	20,000
Coachbuilders.	116,000	—	116,000
General labourers.	100,000	50,000	50,000
Total.	2,421,000	1,321,000	1,100,000

要するに約二百四十萬人が強制被保険者たるものと豫定せらる。但し法律は年齢を十六歳に低下したるが故に、更に増加したる筈なり。尙ほ一九〇九年の調査によれば右の如き insured trades に關する trade unions の會員は四十六萬餘ありて、其内約三十五萬人は失業金を與ふる組合に屬し居たり(註六九)。されば本法はイギリスの労働者千六百萬人中、二百四十萬人に強制せられ、既存の被保険者三十五萬人が一躍して二百四十萬の多數に上りたる道理なり。

(註六九) Thomas Smith: Everybody's Guide to the National Insurance Act, 344 に依る。

第二に保険料(第八十五條)は單に被保險者のみならず、雇主にも労働者と同額を負担せしめ、尙ほ之に國庫より補助を與ふるものせり。保険料は總て均一とす。労働者及び雇主は原則として毎週二ペンス半づつを負担し、之を失業保險印紙にて就職帳(employment book)に貼附す。保険料の徴收は雇主の義務とせらる。雇主は自己及び労働者の納附すべき金額を合せて負担し、後に貸銀中より労働者の負担を控除するものとす。法律は雇主が自己の負担すべき部分を貸銀中より控除し得ざる旨を定む。されど保険料が終局に於て何人の負担となるべきやは、經濟界の種々なる事情によりて決せらるべきが故に、此の規定の實際的效果は疑問に屬す。雇主に保険料を負担せしめたるは本法の一特色なり。

國庫は労働者及び雇主が一年間に納附したるものに對して、其の合計の三分の一を補助するものとす。換言すれば労働者及び雇主は各八分の三を負担し、國家は八分の二を負担する計算となる。

本法は未だ試験的施設たるを免れず。其の保険料の如きも果して適當なりや明ならず。故に本法實施後五年を経たるときは、商務省は大藏省の同意を得て其の保険料を變更し得るものとす。此の

場合には或種の職業に對して特に保険料を増減し、若くは或る職業中の特殊の部分の者に對して特に之を増減するを得。但し雇主と労働者との負担は常に同額なるを要し、且つ三ペンス半を越ゆることを許さず。而して一旦變更したる以上は、其後更に七年を経るに非ざれば變更するを得ずと定む。之れ保険料を職業による危険率に適合せしめんとする手段なり。

法律は労働者が引續き雇はるることを獎勵するがために一の規定を設け(第九十四條)、雇主が特定の労働者を引續き雇ひ、且つ其者の爲に一年内に四十五週間分以上の保険料を拂込みたるときは、雇主は毎年自己の負擔部分の三分の一だけ返還を請求し得るものとせり。此の方法は同時に雇主の負擔に就て保険料を職業別による危険率に適合せしむる作用を有す。之による拂戻金は労働者一人につき三十八ペンス乃至四十三ペンスなる計算なり。尙ほ法律(第九十六條)は不景氣のときは労働者を解雇せしめて操業短縮の方法をこるることを獎勵するために、労働時間が平素の六分の五を超えざる場合に於て、雇主が自己及び労働者のために保険料を仕拂ひ、且つ労働者の負擔部分を控除せざるときは、其の保険料全部を返還するものと定めたり。

法律は保険料を個人別による危険率に適合せしむる一方法として、労働者に保険料の一部を返還すべき場合を定めたり(第九十五條)。即ち労働者が五百週間分以上の保険料を支拂ひ且つ六十歳に

達したる場合に於て、其の受取りたる保険金が其の負擔したる保険料よりも小なるときは、相當の利子と共に其の過剰部分の返還を請求し得べきものとせり。

失業率は甚だ不規則にして、時としては恐慌の襲來するころあり、保険料収入を以ては不足を生ずる虞あり。斯かる場合には先づ國庫は三百萬ポンドを限度として立替金をなすを得。之を辨濟するために商務省は臨時に保険料の増徴又は保険金の減額をなすを得。但し保険料増徴の場合にも雇主と労働者との負擔は常に同一なるを要し、且つ毎週一ペニーを超ゆべからず。保険金減額の場合にも一週五シリンを下るべからずこの制限あり(第九十三條)。

保険料に関する此等の規定は、失業保険が未だ其の數學的基礎に於て薄弱なるが故に、之に備へんと欲する立法者の深き注意の結果なり。

第三に本法は職業紹介所と最も密接なる關係を有するものなり。之れ既に屢々述べたるが如く、職業紹介所は其れ自身の目的の外に、なほ失業保険の前提として設置せられたるものなることによりて明白なり。職業紹介所は Labour Exchange Act, 1909 に基き商務省の管轄に屬し、全國に四百餘あり。凡そ失業者は毎日定められたる時刻に職業紹介所に出頭し、適當の職業を與へらるるときは拒絶するを得ず。されど若し適當の職業を得る能はず、尙ほ其他の法定條件を具ふるときは職

業紹介所に於て保険金を受くるを得べし(第八十六條)。本法は此の方法によりて失業の豫防及び人意的危險の防止を完全ならしめんとことを期するものなり。但し後に述ぶるが如く、法律は労働組合を其の機關として公認せるが故に、労働組合員に對する關係は多少異なる。尙ほ此の外に法律は雇主及び労働者の保険料の負擔等につき職業紹介所を利用するものに便利を與へ、之によりて成るべく職業紹介所を多く利用せしめ、以て失業の減少を計らんがために第九十九條の規定をなせり。

第四に本法は労働組合を其の機關として公認し、其の行へる失業保険を補助することとす(第五條)。之れ所謂 Ghent system に則れるものなるが、更に Faste の如く公營制と自治制との併存せるものたらしめ、且つ Denmark 及び Norway の如く全國を通ずるものたらしめたるなり(註七〇)。

今其の規定を見るに、主として労働者より成る組合にして失業給與金を與ふるものに對し、商務省は特約によりて之を補助するものと定めらる。斯かる特約ある場合には組合員が失業すれば先づ職業紹介所に行きて證明書を請求し、之を自己の組合に持參して保険金を受取るなり。即ち労働者の組合—association of workmen の意味にして、必ずしも trade union たるを要せず—が職業紹介所に代りて保険金支拂の任に當り、後に之を政府の保険局より返還せらるることとなれるなり。法律の規定によれば、労働組合が保険金を支拂ひたるときは政府は其の四分の三を限度として其の金額を返

還するなり。但し其の返還金は本法の規定による保険金——通常七シリン——を限度とするは勿論なり。即ち法律は返還金と稱すれども、實は本法の規定による保険金を労働組合の手を経て交付せしむるに外ならず。此の方法は既存の組合の地位を害せざるのみならず、却て之を利用して人意的危険を防ぎ得べく、又保険金取扱の上にも便宜少からず。而して此の方法よりて支給せらるる保険金は、殆ど例外なく一般保険金より多きが故に、被保険者の保護を厚からしむる結果となる。之を以て多くの組合にては或は従来よりも其の保険金を多からしめ、或は同額を支給しつつ負擔を軽減せしめ、或は従来失業金を與へざりしものも將來之を與ふるものとなしたり。一九一三年七月十二日の現在によれば、組合數百五、其の支部七千三百九十四、組合員約五十四萬は此の特約をなせり云ふ(註七一)。

(註七〇) Ghent system は第十節、Basle は第十二節、Denmark 及び Norway は註五四を見よ。

(註七一) Thomas Smith: Everybody's Guide to the National Insurance Acts, 392 に依る。

労働組合を失業保険の機關となすべき(註七一)に關して、Schloss が自治制度を賛成し、Gibbon が混合制度を賞賛せることは既に述べたり(註七二)。其後に於ても此の問題に關して種々の意見發表せられたり(註七三)。今其の主なるもの二三を擧げん。

本法が未だ草案たりし頃、労働黨の首領たる G. N. Barnes 及び A. Henderson の二人がドイツへ 赴きたる後、一九〇九年になしたる報告(註七四)に曰く、

Inasmuch as the German schemes of insurance for unemployment are only in the experimental stage, and having regard to their obvious limitations, they cannot be recommended for adoption in this country with much confidence. In so far as we would venture an opinion, the scheme operating in Strassburg commends itself most to our judgement.

茲に言へる Strassburg の制度は Ghent の同様なれども、ただ其の補助を嚴に労働組合のみに限り、預金者の補助をなせざるものなり。

又 Sir H. Llewellyn Smith は國營保險制度を講ずる場合にも労働組合を度外視すべからざる旨を論じて曰く(註七五)。

The scheme must not act as a discouragement to voluntary provision for unemployment, and for that purpose some well-devised plan of co-operation is essential between the state organization and the voluntary associations which at present provide unemployment benefit for their members.

尙ほ一九一〇年十一月に開かれたる Trade Unions Congress に於て、『労働組合が失業金を與ふることを問はず、國定保険による保険金の支拂は労働組合の手を経てなすべきものとするべし』を決議せり(註七六)。

之を要するは労働組合を其の機關として利用することの有益なるは既に言を待たざる所なるが、なほ其の他にも Rubimow が Social Insurance, 254 にイギリスの疾病保険の friendly society の關係につきて、

No law could hope of success which aimed to destroy or disregard these time-honoured institutions with their millions of membership.

と言へる評論は失業保険の trade union の關係につきても全く同様なるべし。

(註七二) Schloss に就きては註五三、Gibbon に就きては註六二及び六三を見よ。

(註七三) Gibbon : *ibid.*, 42—43 参照。

(註七四) Unemployment in Germany, by Barnes and Henderson, 16

(註七五) Economic Journal, December, 1910, P. 528

(註七六) The Times, November 10th., 1910

第五に任意保険の補助を注意せざるべからず(第六六條)。本法は強別被保険者を限定したれども、

尙ほ自由保険制度に對して補助を與へ、以て失業保険を廣く一般に普及せしめんと欲して特別の規定をなせり。これによれば營利を目的とせざる組合にして失業保険金を與ふるものに對しては、其の組合員が強制被保険者たることを問はず、又賃銀労働者のみに限らず、之に對して國庫は前年度に支拂ひたる失業給與金總額の六分の一を補助するものとす。法律は廣く association of persons と言へるが故に、使用人階級の者にも其の適用あるものなり。此の方法によりて失業保険は極めて廣き範圍に及ぶものとなる。一九二二年七月十二日の調査によれば、此の種類の組合にして既に商務省にて認可済の組合二百七十五ありて、其の組合員數は百十萬餘に上り、現に認可申請中のもの三百四十三ありて、其の組合員數は百二十六萬に及ぶと云ふ(註七七)。

(註七七) Smith, *ibid.*, 401 に依る。

第六に注意すべきは能力の試験及び教育に關する第百條の規定なり。凡そ労働者が失業保険金を受くるためには、労働能力あるに拘はらず適當の職業を求め得ざることを條件とす(第八十六條)。此の事に關して法律は一の規定をなし、知識又は熟練の不充分なるが故に職業の得られざる者のために職業學校を設く。之れ廣義に於ける教育の有無が失業に關係すること大なるが故に、之によりて其の者の能率を高め、將來に向て失業を防がんと欲する制度なり。尙ほ職業學校は他に一の任務

を有す。即ち若し保険事務官が必要を認むるときは、失業者を學校に送りて其の能力の程度を試験せしむるを得べく、之によりて其者のために適當を認むべき職業及び賃銀の程度を定め得るなり。

第七に注意すべきは審査會の組織及び權限なり（第八十八條乃至第九十條）。凡そ失業保險に關しては、商務省より任命せられて職業紹介所に勤務せる Insurance Officer が第一審の決定をなす。之に不服なるものは Insurance Officer に向つて此の事件を Court of Referees に提出する、之を要求し得るものとす。もし其の決定が第一審一致すれば其の決定は最終となる。されど若し一致を缺くときは Insurance Officer は之を Umpire の議に附するを得べし。其の決定は最終とす。Umpire は官吏にして全國にただ一人を置く。之れ全國を通じて統一ある取扱を必要とするが故なり。

審査會の會員は雇主と労働者より同數を出し、政府任命の議長之を主宰す。會員數は地方の狀況により、政府の適當を認むる人數を定む。雇主の代表者は政府より任命す。労働者の代表者は其の互選による。選挙資格は三十回分以上の保険料を支拂ひたる者と制限せらる。會員の任期は三年とす。議長には其の定めなし。事件ある毎に審査會は議長一人、雇主及び労働者の代表者各一人、合せて三人を以て組織せらる。議長は審査會に代表せらるる職業に關係なき者にして法律上の知識

を有する者を政府より任命す。其他の會員は會員名簿に記載の順序に従ひて出席するものとす。審査會の目的のために全國を八十二區に分ち、區ごとに會員を定む。審査會は原則として毎週一回開かる。審査は無料とす。事件に關係ある労働者及び Insurance Officer は何時にても審査會に出席し又は證人を送ることを得。労働者を公式に召喚するときは相當の旅費を給與す。議長及び會員並に證人に對しては必要なる旅費及び手當金を給與せらる。

元來イギリスの失業保險は官立官營の制度を原則とし、ただ例外として自治團體の活動範圍を認むるに止まる。されど右に述ぶるが如く、審査會には労働者及び雇主の利益が適當に代表せらるるべきなれり。

最後に保険料の計算を見るに、毎週の保険料は労働者及び雇主各 2d. 國庫 2d. x 2 x 1 = 1d. を納むるが故に、合計 3d. となる。其の拂込度數は疾病、休業、失業、操業短縮等のために一年間に四十四週に減ぜらるべし。而して附加保険料は一〇%を豫定せらるるが故に、總保険料 6d. 中にて純保険料は 6d. となる。之を四十四倍すれば、一人一年の純保険料 264s. となる。されど法律の定むる種種なる事情のために實際は 20% に減ずる者と計算せらる。之に對して保険金の支拂は 18s. 3d. に計算せらるるが故に、差引 1s. 9d. は豫備金として積立てらるるを得。之を支出必要高 18s. 3d. に

比ぶれば8.6%に當る。即ち約一割の餘裕を存するものなり。其の詳細は Ackland の報告書（註七八）を見るべし。

（註七八）註六八を見よ。

イギリスの制度につきまして注意すべき點は凡そ右に述べたる所の如し。而して種々なる方面に涉りて新規軸を出せるもの少からず。中でも強制主義及び雇主分擔主義は其の特色の著しきものにして、學術上の一大進歩云々は亦少からず。されば Rubinow は之を評して左の言をなせり（註七九）。

Though the portion of the act dealing with unemployment is very much more limited in its scope than that concerning insurance against sickness and invalidity, its theoretical importance is vastly greater. For, in the organization of sickness insurance, Great Britain followed closely German precedents, but the solution of the problem of unemployment offered by the law makes a new contribution to the theory and practice of social insurance. While academic economic science thought (as it often does) a liberal imitation of institutions existing elsewhere the limit of possible economic action, it was the distinct service of those whose influence stood behind the National Insurance Act, that they saw the necessity, as well as the possibility, of taking a step in advance of existing precedents.

And only thus is social progress realized.

（註七九）Rubinow: Social Insurance, 478 參照。

一五 自由制度と強制制度

以上諸節に於て失業問題並に之に對する種々の保險制度を研究したり。今茲に本論文を終らんとするに當り、失業保險の組織に關し、自由制度と強制制度との利害に關する諸學者の意見を研究せん。

自由制度と強制制度の利害に關しては、余は既に種々なる機會に於て其の意見を發表したるが故に、今茲に重ねて述べず（註八〇）。而して失業保險に關しても他の各種の社會保險に於けること異なることなし。Rubinow は勞働者は其の自由意思によりて將來に於ける金錢上の必要に備ふるべき聰明なりや否やに關して、否定的の解答を與へ、以て強制保險を必要とせり（註八一）。例へばイギリスは最も勞働組合の發達し、從て失業保險の最も發達せる國なるに拘はらず、勞働組合によりて失業の結果に對して保險せらるる者の數未だ多からざることは前に之を示したり（註八二）。殊に保險を最も必要とする不熟練勞働者が保險の網を脱するが如き反對の現象を呈するに至るものなり（註八

三)此等の點は反對論者も雖も否定し得ざる所なり(註八四)。尙ほ單純に保險學上の問題につきて見るも、反對選擇の餘地を残さざるこゝに、解約失效を防ぐこゝに、及び附加保險料の節約は其の著しき長所なり(註八五)。イギリスに於ては附加保險料を一〇%と豫定せり(註八六)。自由保險制度の下に於ても形式種々あるが故に一概に論ずるを得ざれども、疾病保險又は生命保險につきて見るこゝには、其の附加保險料甚だ多額に上れるもの如し(註八七)。解約及び失效が純然たる自由保險に如何に烈しきかは、苟も保險學を研究したる者の偏く熟知せる所なり(註八八)。

(註八〇) 例へば労働者疾病保險、國家學會雜誌三二卷四號及五號所載を見よ。殊に第五號七七頁以下(本書六七頁以下)参照。

(註八一) Rubihow, *ibid.*, 455 を見よ。

(註八二) 註六九を見よ。

(註八三) 本論文第十三節を見よ。

(註八四) 例へば Gibbon, *ibid.*, 33 を見よ。

(註八五) 本論文第十三節を見よ。

(註八六) 第十四節註七八を見よ。

(註八七) 註八〇を見よ。殊に第四號七八頁以下(本書五八頁以下)を見よ。

(註八八) 註八〇を見よ。殊に第四號七一頁以下(本書五〇頁以下)を見よ。

之に反して自由論者の意見を研究するに、第一に自由の尊重を主張するこゝにこれなり。例へば Gibbon の如きは強制主義を排斥して曰く(註八九)。

Finally, there is the broad objection, of fundamental importance, that it is not generally desirable to exercise coercion in social matters unless there is obvious necessity or very clear and great advantages. Such coercion does not make for ultimate progress, does not make for the growth of that sturdy initiative and self-reliance which are essential if social vigour and democratic control are to flourish together. Coercion is mechanical. The quality of living things is to respond to stimuli. They possess vitality in the degree to which they do respond, and man and society are living things.....

ロンドン大學研究室の産物たる本書に此の哲學味あるを對照して、Rubihow が實際の見地より前記の如く(註九〇)、所謂 Academic economic science なるものを嘲笑せるは興味ある論争と言はざるべからず。

第二に或る種の自由論者は徒に過去を眺めて、時代思潮の推移に氣附かざるものあり。例へば Hobhouse の如きは所謂英國氣質なるものを述べて曰く(註九一)。

One of the great merits of this (Ghent) system is that it dispenses with compulsion, and this is of the more interest for us because under British conditions compulsion would probably encounter peculiar difficulties, and if it can be dispensed with the whole problem will be sensibly lightened.

つ言へるに對照して、Chiozza Money が人心の推移を左の如く觀察せる、ソレも亦等しく趣味深きものなり(註九二)。

There has been for long a conviction in the minds of British politicians and British publicists, born of I know not what evidence or observation, that the British workmen would never submit to compulsion. Britons never, never would be slaves. Laws enacting compulsory contributions were all very well for Germans, but British workmen would never submit to such an infringement of the inherent rights of liberty-loving Islanders. We have now put the enactment of the compulsory principle to proof, and what has become of the long-cherished and often expressed opinion as to the views of British workmen on compulsion? We have found that the principle is accepted by all but an insignificant minority without murmur.....

最後に自由論者は Ghent system 即ち労働者の自治團體にて行へる失業保険を補助する制度が好成績を示せるが故に、此の方法を最も理想的のものなりと言へり(註九三)。此の點に關しては一言注意を加へ置かざるべからず。即ち本論文第六節中に述べたるが如く、此等の組合に於ける失業保険は事實上の強制保険なり。組合員は他の更に重大なる目的のために加入する場合に、たゞひ其の意思に反するも、失業保険に關係せざるを得ず。従て此種の組合が好成绩を示せり云ふは即ち強制主義の勝利を語るものなり。されば問題は法律上の強制と事實上の強制との差異に止まり、自由主義と強制主義との優劣にあらず。而してかの Borne 制度の如き純粹の自由保険が全く失敗なることは殆き疑なき所なり。然らば事實上の強制を可として法律上の強制を否する理由は殆き發見するを得ず。事實上の強制保険を採用せる所に於ても其被保険者の範圍を廣からしめんを欲して、種々の保護獎勵策を講じつつあり。然らば更に一步をすすめて法律上の強制に移るここ故なきに非ず。而して法律上の強制主義の下に於ても、イギリスの制度に於けるが如く、労働組合をして自主的に其の活動を繼續せしめ得るのみならず、之をして益々其の特色を發揮せしめ得るなり。

余の見る所を以てすれば、此の問題につきては先づ一般に社會問題に關して自由放任主義と保護干渉主義との間に於ける根本論を解決せざるべからず。而して第二に労働者の教育及び生活状態の

實際を考察することを忘るべからず。既に今日の文明國を通じて社會改良主義が承認せられ、着々として實行せらるる以上は、第一の問題はほほ解決せられたるものと考ふるも妨なかるべし。又現在の勞働者の教育未だ充分高からず、將來の豫備をなして生活を確保する念慮に乏しく、且つ其の財力の微弱が其の實行を一層困難ならしむることを考へ合すれば、一般に他の各種の社會保險に於けると同じく之を強制すべき必要ありと考ふるものなり。

(註八九) Gibbon, *ibid.*, 218 を見よ。

(註九〇) 註七九を見よ。

(註九一) Preface by Hobhouse to Gibbon's U. I.

(註九二) Chiozza Money: Insurance versus Poverty, 3-4 を見よ。

(註九三) 例へば註五三、註五八、註六四等を見よ。

一六 社會及び雇主の責任

之れより問題を一轉して、社會及び雇主が失業保險の費用の一部を負担すべきや否やを研究せんと欲す。此の問題につきましては先づ失業の責任者が何人なるかを考究し、次に失業保險の實行が如何なる影響を持ち來すやを研究するを適當とす。

失業の狀況は第二節に於て之を研究したり。今其の結果を見るに、失業の原因には事業の方面に存するもの (industrial cause) と、勞働者の方面に存するもの (personal cause) とあり。例へば知識及び熟練の足らざる者若くは老人の如き、概して勞働の能率低き者に失業率高き如きは個人的原因に出づるものにして、其の責任は個人にありと言ふを得べし。之に反して季節若くは景氣等によりて影響せらるるものの如きは、其の原因が職業の方面にありて、勞働者の力を以ては如何ともする能はざるものなり。職業の種類によりて失業率に大差あるは専ら之がためなり。一たび此の區別を認むる以上は、左の如き Zaehner の説は正當なりと言はざるべからず (註九四)。即ち失業の中に industrial cause に出づるものは industrial accident と同視すべきものなり。而して業務上の災害に對しては雇主に賠償責任が認めらる (註九五)。故に此種の失業は同様に雇主によりて賠償せられざるべからず。從て之に對する保險料は雇主が悉く負擔すべきこと當然なり。何となれば、

It being an inevitable consequence of capitalist production, can only be mitigated—perhaps it can be suppressed by an insurance of which the contributions are paid by the master of industry. Any different system which tends to burden other shoulders with the cost of insurance against unemployment is illogical.

之と同様の意見は Beveridge も之を發表せり。彼は恐慌の原因につき左の如く言へり(註九六)。

It is obvious that, so long as the industrial world is split up into separate groups of producers—each group with a life of its own, and growing or decaying in ceaseless attrition upon its neighbours—there must be insecurity of employment. It is probable that at least one of the most striking specific factors in the problem—namely, cyclical fluctuation of trade—may be traced ultimately to this same source. Unemployment, in other words, is to some extent at least part of the price of industrial competition....

此等の意見に従へば industrial cause に出づる失業の責任は、全く雇主に歸するものと結論せられざるべからず。然るに雇主をして保険料の一部を負担せしむることに反対せる意見の主なるもの二あり(註九七)。其の一は雇主の干渉を喜ばずこなす労働者側の反対なり。思ふに雇主が補助をなすときは、保険事業を處理するに當りて雇主と労働者との間に共同の利害關係を生ぜしめ、殊に一堂に會して協議又は談笑する間に、意思の疎通をはかり得る利益あるものなるにより、雇主の負擔を賛成する説あり。されど之に反して、雇主は補助によりて労働組合の管理につき干渉權を有することなるが故に、労働者にこりて不利益なり。労働組合は今日の經濟社會に於て労働者の最も貴重とする武器にして、其の經營は全く自治に委ねられざるべからず。然るに若干の補助を受くるがた

めに雇主の干渉權を認むるは、餘りに高價なる犠牲なりと云ふなり。

第二の説は、雇主に負擔を與ふる結果は、生産費を高め、事業を衰微せしめ、却て失業者を多からしむこなす資本家側の反対なり。此の説に對しては左の如き Beveridge の言を以て答ふることを得べし(註九八)。

An industry is not self-supporting unless it yields wages not only for the time of employment, but also for the time of inevitable unemployment as well; unless it maintains all the men required by it both while they are in active service and while they are standing in reserve.

換言すれば斯くの如き負擔に耐へ得ざる産業は寄生々活をなせるものなるが故に、斯くの如きもの衰微するは悲しむべきにあらずとの結論に達す。

(註九四) Gibbon: *ibid* 39 を見よ。

(註九五) 國家學雜誌第三二卷第十號乃至十二號所載の労働者業務災害保險に関する論文、殊に第十號第四十六頁(本書九三頁)を見よ。

(註九六) Beveridge: *Unemployment*, 235 を見よ。

(註九七) Gibbon: *ibid*, 22—23, 261—268 を見よ。

(註九八) Beveridge: *ibid*, 236 を見よ。

最後に國家即ち社會一般が失業保險の費用の一部を負担すべきや否やに關して研究せんことを欲す。從來國家又は地方自治體は貧民救助のために多大の費用を支出しつつあり。貧民發生の一原因は失業にあり。殊に恐慌の襲來せる如き場合に於て國家は大なる負担をなせるを常とす。之を指して貧民救助と云ふか、或は之を生存權の承認と云ふかの問題は茲に論ぜざるべし。何れにもせよ、斯かる費用は失業保險の普及によりて大に減少せらるべきが故に、國家又は地方自治體は補助金を交付して保險の獎勵に勉めつつあるは疑なき事實なり(註九九)。社會の補助は労働者をして責任の觀念を弱めしむるにあらずして、之によりて自助獨立の精神を涵養せしめんことを欲するにあり。

(註九九) Gibbon, *ibid.*, 19—22, 229—232 参照。

余は右の如き沿革的理由の存在を認むるに同時に、單に沿革のみを以て立論の根據となす説を以て満足する能はざる者なり。凡そ失業の原因にして産業其者の方面に存するものに對しては、雇主の責任たらしむべきこと理論上正當なり。而して雇主の負擔は當然消費者に轉嫁せらるべきものなり。然るべきは恰も間接税の如き形式をとりて、必ずしも其の最終負擔者の負擔能力に適合せしめ得ることを期すべからず。此の缺點を免れしめ、其の負擔を社會的に公平ならしむるがためには、應能提供の原則に基きて徴收せられたる租税を以てするところが最も適當の方法なりと考ふる者なり。

一九一九年六月一四日稿了

憲政會提出の疾病保險法案批評

東洋學藝雜誌第四百六十八號掲載、

大正九年九月發行。

本年(大正九年)一月片岡直溫氏及び江木翼氏の名を以て發表せられ、二月十九日衆議院に提出せられたる疾病保險法案の内容を逐條的に批評せんことを欲す。

○第一章 總則

○第一條 疾病保險ハ政府之ヲ管掌ス。

之によれば疾病保險を國營保險となし、政府の機關、例へば郵便局又は町村役場をして之を經營せしめんと欲するものなり。歐洲にては疾病保險は私設の共濟組合をして之を經營せしむるを原則とせるに對し、新に我國に獨特の制度を設けんことを欲す。歐洲にて之を私設の組合をして行はしめ政府之を監督するに止むる理由の主なるものは、(一)法律制定以前に多數の組合の存立せしむること、(二)組合員相互の監督によりて詐病を抑制せんことを欲することと存す。

我國には既存の組合殆ど之れ無きを以て、新に不完全なる小組合を設くることの不得策なるは余も之を是認す。されど國營保險に於て果して第二の點を適當に監視し得るや否やは甚だ疑問なり。以上の利害を考察すれば、余は(一)基礎の確實なる組合の設立を奨励するを本則とし、(二)組合に屬せざる者の爲に國營保險局を利用せしむることとし、(三)危険分散主義を完全ならしむる爲に共濟組合をして國營保險局に再保險せしむるを適當と考ふ。尙ほ本條に就いては第十二條を併せて研究するを要す。

○第二條 疾病保險ニ於テハ政府カ被保險者ノ疾病、癱疾、分娩及死亡ニ關シ保險給付ヲ爲シ、之カ對償トシテ國家、傭主及被保險者ヨリ保險料ヲ徵收スルモノトス。

之によれば本法は歐洲に於ける最も進歩せる思想に基き、各國制度の粹を集めたるものと賞賛せざるを得ず。保險事故に關し獨逸の制度は癱疾を別種のものとして之を缺く。英國の制度は死亡の場合を缺く。然るに本法が四種の保險事故を相互に密接の關係にあるものとして之を包含せるは余の賛成する所なり。

又保險料の負擔者を英國の制度に倣ひて、國家と傭主と被保險者との三者と爲したるも賛成なり。本法の如く國民生活の幸福を期する社會政策的立法に於て、國家即ち國民一般に其の責任の一部を

聯帶して負擔せしむるは、社會聯帶の思想の一發露といふべきなり。尙ほ勞働者の幸福増進策に就て傭主が責任を負ふは當然の任務たるのみならず、間接には傭主も勞働力の保存によりて利益を受くるものなればなり。但し本條が前述の如く歐洲諸國の制度の粹を抜きたるは思想上の勝利なれども、其の實行上に不備の點多くして、敗北の不名譽を負はざるを得ざるを悲しむ。其の詳細は第十七條乃至第三十六條の保險給付に關する規定を見よ。

○第三條 疾病保險ノ保險給付、及保險料ハ被保險者ノ基本給料ニ依リ之ヲ量定ス。

凡そ保險給付を各人に一定額とするか、或は賃銀に比例せしむるかは一問題なり。英國の如き均一制度は手續を簡易ならしむる利益あれども、勞働者の生活状態は平素の賃銀の多少によりて差異あるが故に、寧ろ獨逸の制度の如く比例制度を適當とする理由あり。本法が比例法を探りたるは寧ろ余の賛成する所なり。而して強制保險に於て第四十一條の如く雇主をして保險料を賃銀中より控除せしむる方法を探るに於ては、保險料徵收の際に於ける比例法の煩雜だけは除去せらるるを得たるものなり。尙ほ保險料は保險給付の對價なるが故に、後者を比例法とすれば自ら前者も比例法によるべきことと成る。而して賃銀の決定は時として甚だ複雑なるが故に、基本給料なるものを想定して之に準據するものと成し、實際給料に據らざるは一の便宜方法なり。

○第四條 被保險者ノ基本給料、及保険料ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。但シ保険料ハ基本給料ノ百分ノ六ヲ超ユルコトヲ得ス。

本條但書は獨逸法の規定を其のまま採用したるもの如し。余は何故に斯かる制限を置く必要ありやとの疑問を有す。法定の制限なくとも實際に於て此の結果に立ち至るべし。又若し保険給付を潤澤ならしめんとするに當り、此の制限を超過する必要あらば超過するも妨なし。保険料は租税の如く一方的給付に非ず。自己の支出せし保険料は他日自己に對する保険給付として自己に復歸するものに非ずや。

○第五條 當該官署ニ於テ必要ト認メタル場合ハ、醫師ヲシテ被保險者ノ身體検査ヲ爲サシメ、若ハ健康證明書ヲ提出セシメ、又ハ當該吏員ヲシテ傭主ノ事務所、工場、其ノ他附屬建設物、及被保險者ノ住居ニ臨檢セシムルコトヲ得。

第五十一條及び第五十二條の罰則あり。

○第六條 疾病保險ニ關シ當該官署ニ對シ未成年者ノ爲シタル行爲ハ、成年者ノ爲シタル行爲ト看做ス。

○第七條 疾病保險ニ關スル爭議事項ハ司法裁判所ノ管轄トス。

第四十八條乃至第五十條を参照せよ。

○第八條 疾病保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス。

○第九條 疾病保險ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得。

○第二章 保險範圍

○第十條 傭主ヨリ報償ヲ受ケテ從業スル左記ノ者ハ、從業ノ時ヨリ疾病保險ノ被保險者タルヘキモノトス。

- 一 勞働者、徒弟、及小使
- 二 事務員、及技術員
- 三 公吏、及官公署雇員、及傭人
- 四 教員
- 五 日本ノ國籍ヲ有スル船舶ノ下級海員

公吏、及官公署雇員、及傭人、其ノ他國家又ハ公共團體ノ勞務ニ從事スル者ニ付テハ、國家又ハ公共團體ヲ以テ傭主ト看做ス。

傭主ヨリ受クル報償トハ、俸給又ハ給料ノ外、被保險者カ其ノ代用トシテ受クル利益配當、現

品給與、其ノ他ノ給與ヲ總稱ス。

現品給與ノ價額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市價ニ依リ政府之ヲ評價ス。

本條は被保險者の範圍を定め、同時に傭主の意義及び報償の意義につき説明を加へたるものなり。被保險者の範圍に就きては本法は試験的の施設として其の範圍を歐洲のものに比し甚だ狭く限定せり。蓋し經驗を積むに従ひ次第に其の範圍を擴張せんとする周到なる注意に出づるならん。本條中に見ゆる多くの文字の法律學的解釋につきては疑義百出するならんを豫想す。されど歐洲の先例は有益なる指針を吾人に供給せん。之れに就て見るも吾人は社會的立法に關する講座の我が大學に速に設置せられんことを希望して止まざる者なり。本條中に報償を受けざる徒弟の類を省かれたれども、此等に對しては傭主及び國家の負擔を以て醫藥のみの給付を爲すこと適當に非ざるか。

○第十一條 前條第一項第二號乃至第四號ニ掲ケタル者ニ於テハ、其ノ受クル報償カ一年ノ所得額七百圓以下ナルコトヲ要ス。

之によれば勞働者及び下級海員は俸給の大小を問はず悉く被保險者たるべき者となし、技師及び事務員の如きは少額所得者のみに限定したるものにして、歐洲諸國の例を襲へるものなり。理想論としては前條と共に余は全然異なる意見を有し、國民醫藥(國民教育と同じ意義に於て)を主張する者

なれども、過渡的施設としては本條は大體に於て適當と首肯す。但し七百圓を以て所得の最大限度とせるは如何。年收七百圓は月收六十圓弱にして、物價騰貴の今日の六十圓は戰爭前の三十圓に當る。而して歐洲諸國が戰前既に年收千二百圓又は千六百圓等を制限額とせるに比して果して如何の觀かある。歐洲と日本との生活費の差異は果して斯くの如く大なりや。殊に注意すべきは法律は幾分か固定的なるに反して、社會生活は日々進化して止まず。されば立法者は幾分か將來の狀態をも見越して立法せざるべからず。現に吾人は僅に數年前に制定せられし簡易生命保險の最高額二百五十圓が今日笑ふべき程の購買力を有するに過ぎざるに至り、殆ど制度の實効を失はんを以ていつつあるを目撃せるに非ずや。而も實際生命保險契約金額の平均は約百圓に止まり、其の購買力は立法當時の五十圓に相當し、之に加ふるに其の契約は養老又は終身の生命保險なるが故に、保險金受取時期は大體に於て今後尙ほ久しき後なりを考ふるを至當とす。其の時期に於ける保險金百圓の購買力が如何に微細なるものなるかは想像するに難からざるなり。疾病保險は生命保險と其の契約關係を異にするが故に、簡易生命保險の議論を其のまま適用せんとするには非ざれども、法律の固定性と實生活の變動性を對比せしむる一例として、茲に引用したるなり。余は年收千八百圓乃至二千四百圓を以て制限額とする事が、現在に於て適當にして、近き將來には低きに失したりを考へらるる程

度ならんを想像す。前に既に述べたる如く、保険は租税又は寄附金の如き一方的給付に非ず。自己に出でたるものは自己に歸るものにして、一種の貯蓄を考ふるに必しも不當ならず。故に制限額を高むることは被保険者を利益するに止まり、決して之に不利益を與ふるものに非ず。現に官吏恩給制度は老廢及び遺族保護を目的とする強制保険にして、俸給百分の一を毎月強制徴收せられ、其の被保険者中には高等官全部を包含せるに非ずや。疾病保険の被保険者として既に事務員、技術員、公吏、教員等を認むる以上は、此の制度をして有名無實に終らざらしめんことを希望せざるを得ず。

○第十二條 疾病、癱疾、分娩及死亡ニ關シ本法ニ準スヘキ場合ニ於テ、他ノ法令ニ依リ本法ト同等以上ノ給付ヲ受クル者、又ハ傭主ヨリ本法ト同等以上ノ給付ヲ受クルノ保障アル者ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ疾病保険ノ被保険者タルコトヲ免除セラルルコトヲ得。

思ふに本條は鐵道省共濟組合又は鐘淵紡績會社共濟組合等を眼中に置き、其の組合員を本法の範圍外に置かんとするものならん。既に其の組合に於て疾病保険を實行せる以上は、重ねて國營保險局の被保険者たる必要なきは勿論なり。されど余の疑問とするは、彼等を本法の範圍外に置くべきや、或は此等の組合を本法實施の一機關と公認すべきやの問題なり。余は既に第一條に就て述べたる理由により、後説に賛成し、本條に反對する者なり。一見すれば兩者同一事に歸するが如くなれ

ども、實際に於ては多くの點に於て差異あり。煩雜を避けんが爲めに茲には左の二點を指摘するに止めん。

第一、此等の共濟組合(特に私企業に附屬せるもの)は第三十七條の如き國庫の補助を得られざる不利益あり。故に本法制定の結果は此等の組合を解散せしむるに至る。然るに此等の組合は第一條につき述べたる如く疾病保險の實行に有益なる機關なり。尤も此の點は別に「共濟組合法」を制定し、國庫より相當の補助金を交付することに依りて、適當に解決せられ得べし。されど其の場合には此等の共濟組合員は果して本法の適用を免除せられたりと言ふべきか、或は反對に本法の範圍内に包含せられたりと言ふを適當とすべきか。

第二、法案第二十三條によれば三年以上繼續したる被保険者に限り癱疾給付を受け得るものなり。然らば若し某會社の共濟組合に數年間繼續して屬したる者が、一朝解雇せられて組合員の資格を脱し、更に本法の被保険者となりて未だ一兩年を経ざるに不幸にして癱疾に陥るも、本法規定の癱疾給付を受け得ざる缺點を生ず。同様の問題は第二十四條の分娩、及び第二十八條の失業、若し第十四條の繼續等につきても亦發生す。此の缺點は第十二條の免除より生ずるものなり。若し余の意見如く此等の共濟組合を本法上の一機關となし、其の間に聯絡を附するならば、此の缺點は一掃せ

らるるを得るに非ずや。若し立案者の意見にして余の主張を是認し、其の精神を以て「命令」の規定を設けらるるならば、之れ免除に非ずして、此等の者を本法中に包含せるものなり。尙ほ此の問題は將來に於て養老、遺族、失業等の保険制度の設けらるるに至らば益々重大事件となるべきなり。

○第十三條 被保險者カ第十條ノ勞務ヲ去リタルトキ、又ハ第十一條ノ制限ヲ超過シタルトキハ、疾病保險ノ被保險者タル資格ヲ失フ。

之れ當然の規定なり。されど資格喪失者は從來より繼續せる保険給付を、尙ほ資格喪失後も受け得るや否や。第十八條等の文理解釋によりては否定せらるる虞なきにしも非ざれども、論理解釋は之を肯定する精神にて本條を置きたりすれば、不當の結果に立ち到るべきこと明瞭なり。尙ほ第二十四條に就きては更に別個の問題を生ず。例へば分娩時期に近づきたれども未だ分娩給付の開始せざる前に解雇せられたる女工の如き之れなり。第二十四條の「産婦」は被保險者たる資格を現に有することを要するものと考ふるが故に、右の疑問を生ずるなり。

○第十四條 前條ニ依リ被保險者タル資格ヲ失ヒタル者ニシテ、一年以上間斷ナク疾病保險ノ被保險者タリシトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ任意ニ疾病保險ノ被保險者タルコトヲ繼續スルコトヲ得。

前説の第十條は強制的被保險者を定め、其外に任意的被保險者は原則として認めざることを成し、ただ本條の繼續的被保險者を特に許すこと成したり。斯くの如きは本法が試験的に狭き範圍にのみ實施せらるるものとする根本の精神より出づるものにて、當分已むを得ざる事なり。此の場合に資格喪失後直に、又は極めて短期間に繼續の手續を必要とすることを勿論なるべし。其の他一般に反對選擇に備ふるが爲の制限は寛嚴宜しきを得ざるべからず。餘り嚴格に失せざることは營利事業に非ざる本制度の目的上より必要なるべし。また一旦前條により資格を失ひたる者が、短期間に再び第十條の地位を取得したるときは、本條以外の方法によりて、之を未だ嘗て資格を喪失したることあらざる者と看做す方法は無きものにや。之れ第二十三條、第二十四條、第二十八條等に就きて考慮すべき點なり。

○第十五條 前條ノ被保險者ニシテ一年ノ所得額一千五百圓ヲ超過シタルトキ、又ハ二回以上引續キ保險料ノ拂込ヲ爲ササルトキハ、疾病保險ノ被保險者タル資格ヲ失フ。

第十一條及び第十三條の批評を参照せよ。

○第十六條 疾病保險ノ被保險者タルヘキ義務アル従業員ノ從業ノ開始又ハ終了、所得ノ變更、其ノ他疾病保險ニ關シ必要ナル事項ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ傭主ヨリ當該官署ニ届出ツヘシ。

本條の義務違反に對しては制裁なきものの如し。然らば労働者に保險思想乏しく、雇主は負擔の輕きを欲する今日の我國に於て、本法は茲に一の缺陷を包藏せるには非ざるかを疑ふ。

○第三章 保險給付

○第十七條 疾病保險ノ保險給付ハ疾病給付、癱疾給付、分娩給付、及死亡給付ノ四種トス。

基本給料ニ依リ保險給付ヲ爲スヘキコトヲ定メタル場合ニハ、事由發生當時ノ基本給料ニ依ル。

○第十八條 疾病保險ノ被保險者ガ故意ニ因ラスシテ疾病ニ罹リタルトキハ、被保險者ハ罹病期間命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ疾病給付ヲ受クルモノトス。但シ職業的疾病ニ罹リタル者ハ此ノ限ニ在ラス。

一、醫師ノ診斷治療ヲ受ケシメ、必要ナル藥劑、其ノ他ノ治療品ヲ支給ス。

二、疾病ノ爲勞務不能ト爲リタルトキハ、發病後第四日目ヨリ毎勞務日ニ付被保險者ノ基本給料ノ半額ニ相當スル疾病手當金ヲ支給ス。勞務不能ノ事實ガ第四日目以後ニ發生スル場合ニハ、其ノ發生ノ日ヨリ支給ス。

被保險者カ故意ニ因ラスシテ、業務上ノ傷害ニ非サル傷害、又ハ之ニ基ケル疾病ニ罹リタルトキハ、前項ヲ準用ス。

職業的疾病ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

本條は先づ疾病の意義を定め、(一)職業的疾病を含まざることを、(二)業務に關係なき傷害を含むこと、(三)業務上の傷害を含まざることを明言せり。(一)及び(三)は工場法其他同様の法律に定むる事業主扶助義務の範圍に屬す。之れに對する保險制度は災害保險と稱せらるるもの(實は雇主賠償責任保險)に屬し、疾病保險の關する所に非ず。されど此の二種の保險は醫療を要する點より見て相互に聯絡を保たしむること、獨逸其他多數の國の制度に於て見る所なり。英國に此の聯絡なき所以は、雇主は金錢上の賠償責任を負ふに止まりて、醫療の責任を負はざるに依る。我國の如きも速に災害保險制度を設け、疾病保險との間に取扱上の聯絡を保たしめ、ただ責任の基礎を異にするを以て費用の負擔を公正ならしむるに務むべきなり。

如何なる程度までの「治療品」を支給するか、殊に醫師の報酬を何程支拂ふか。此等の問題は「命令ノ定ムル所」に依るものこそすれども、之れ疾病保險につき最も重要な關係を有す。嘗て英國にて健康保險制度を定むるに當り、同國醫師會が強き反對運動を起したる歴史あり。他國に於ても種々の困難なる問題を惹起したることは、立法者の大に參考すべき點なり。醫師の報酬の多少は診察及び投薬に直に反映し、從て患者の治癒の遲速に影響す。而して歐洲諸國の實例は此等の點につき

改良を要するこゝ多きものの如し。余は保険料廉價にして、診療投薬の不完全なるよりも、寧ろ其の反對を希望するものなり。此の點は第三十七條に於て再び論ぜんご欲す。

○第十九條 被保險者ノ同意アルトキハ、前條ノ給付ニ代ヘテ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ病院ニ收容シ治療ヲ爲サシムルコトヲ得。但シ左ノ場合ニ於テハ被保險者ノ同意ヲ要セズ。

一、疾病ノ性質ニ依リ自宅治療ノ不能ナルトキ

二、傳染病ナルトキ

三、斷ヘス診斷ヲ要スベキ病狀ニ在リテ醫師カ必要ト認ムルトキ

○第二十條 前條ノ場合ニ於テ被保險者ガ其ノ勞務所得ノミヲ以テ其ノ家族ヲ扶養シ、又ハ家族ノ生計費ノ大部分ニ供シタルモノニ在リテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ疾病手當金ノ半額ニ相當スル家族手當金ヲ支給ス。

疾病手當金が賃銀の半額なるに（第十八條參照）、其の半額即ち賃銀の四分の一を以て家族の生活費に充てしめんとする事は、如何なる結果を生ずるかを熟考するを要す。立案者が法案附屬の説明書に言へる如く、賃銀を假りに一圓とすれば、家族は二十五錢にて生活を維持せざるべからず。余は立案者が勞働者の家計調査に注意を拂はざりしに非ざるかを疑ふ。凡そ家事經濟に於て飲食費

の如きは或る程度まで人數に正比例を保つならん。されど家賃、燈火、薪炭、其他或る種類の費用は人數の多少に必ずしも正比例するものに非ず。また食費の如きも家族の數は必ずしも夫婦二人限りに非ずして、老人及び小兒を有するを寧ろ正常と考ふ。然るに勞働者本人が病院に收容せらるるの理由を以て、手當金を半減するは甚だ不當なり。殊に斯かる少額を以て果して生活の安定を保障し得るや否や。尙ほ第三十七條に於て再論すべし。

○第二十一條 第十八條第一項第一號ノ給付ハ發病ノ日ヨリ、同條第一項第二號及前條ノ給付ハ支給開始ノ日ヨリ起算シ、六箇月ヲ以テ終了ス。

疾病保險の給付を六箇月に限定するは諸國の先例のほほ一致する所なり。故に其れ以上の長期間の疾病を救済するため癱疾保險制度を完備するを要す。而して本法案第二十三條の癱疾給付は誠に不完全なるを悲しむ。

○第二十二條 入院ノ必要ヲ認ムルモ實行不能ナルトキ、又ハ自宅治療ヲナサシメ若ハ家族ト同居セシムベキ重大ナル事由アルトキハ、被保險者ノ同意ヲ得テ看護人ヲ付スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ疾病手當金ノ中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ四分ノ一以内ノ額ヲ控除スルコトヲ得。

茲に看護人とは如何なる法律上の地位を有する者なるか不明なるが故、本條第二項の批評を避く。但し之れも亦前條と同じく形式的三段論法に捕へられたる片影に非ざれば幸なり。

○第二十三條 三年以上繼續シ疾病保險ノ被保險者タリシ者ノ疾病ニシテ六月ヲ超ユルトキハ、被保險者ハ從業不能ノ繼續スル限り、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ基本給料ノ四分ノ一ニ相當スル金額ノ癱疾給付ヲ受クルモノトス。

本條は第二十一條を承けて癱疾給付を定めたるものなり。凡そ癱疾に二種あり。一は長期の疾病なり。他は疾病又は傷害の治癒後の勞働不能なり。例へば四肢を切断したる場合の如きは其最も明白なる一例にして、かの軍人に就いて謂ふ所の癱兵に相當する者なり。然るに本條には明に「疾病」なる文字を使用したるが故に、第二の場合を失念せるものと断定せざるを得ず。之によりて推論すれば、第十八條第一項第二號及び第二十一條も亦疾病の繼續中のみを意味し、余の所謂癱人（癱兵に對して斯く言はんことを欲す）を含まざるもの如し。現に第十八條には「罹病期間」なる文字あり。余は癱疾なる語が長期疾病及び癱人を共に意味するものとして立法せられんことを希望す。從て第十八條及び第二十一條中にも、短期疾病及び癱人を共に包含せられんことを希望す。然らざれば第二條に於て本法が癱疾給付をも併せ行ふ旨を宣言したる趣旨は、不知不識の間に没却せしめらるる虞

あればなり。なほ本條の「癱疾」及び第十八條の「罹病期間」等の文字は總て廣義に解し、快復期の療養中、即ち *convalescence* の状態をも包含するものと愚考すれども、立案者の精神は如何にや。此の外に尙ほ多くの問題あり。例へば病氣の再發は新なる疾病と見るか、同一疾病の繼續と見るか。又例へば從業不能とは全部不能のみなりや、一部不能をも包含するや。此等種々の點につきて詳細なる規定を必要とするものも考ふ。

本條は本法案中にて最も不完全なる規定なり。例へば（一）三年繼續の被保險者に限る如き、（二）醫藥を全く給付せざる如き、（三）金錢給付が賃銀の四分の一に過ぎざるが如き之れなり。此等の缺點は悉く保險料を少額に限定したるより生ず。從來既に屢々述べたる如き（第十八條及び第二十條参照）多くの缺點も悉く其の源を茲に發す。余は立案者が此の禍根の一掃に努力せられざりしを遺憾とす。

○第二十四條 疾病保險ノ被保險者ト爲リタル後六月ヲ經過シタル産婦ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ八週間、被保險者ノ基本給料ノ半額ニ相當スル金額ノ分娩給付ヲ受クルモノトス。
前項ノ分娩給付中六週間分ハ分娩後支給スルヲ要ス。

本條は昨年ワシントンに開かれたる萬國勞働會議の決議に基き當然改正せらるべきものなり。同

會議の協約案によれば産前産後各六週間の分娩保護を受けしむるこゝにせり。尙ほ本條に就ては第十三條の批評を参照せよ。

○第二十五條 被保險者ノ同意アルトキハ、前條ノ分娩給付ニ代ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ、産婦ヲ産婦收容所ニ收容シ、又ハ分娩給付ヲ減シテ看護婦ヲ付スルコトヲ得。

第二十條ノ規定ハ産婦ヲ産婦收容所ニ收容シタル場合ニ之ヲ準用ス。

第十九條、第二十條、第二十二條を参照せよ。

○第二十六條 被保險者カ第十八條ニ定ムル疾病、又ハ傷害、若ハ之ニ基ケル疾病ノ結果死亡シタルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ相續人ハ被保險者ノ基本給料ノ二十日分ニ相當スル金額ノ死亡給付ヲ受クルモノトス。但シ職業的疾病又ハ業務上ノ傷害ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。被保險者カ疾病給付ヲ受ケ、其ノ給付期間滿了後一年內ニ死亡シ、且死亡ノ時迄勞務不能ナリシトキ亦前項ニ同シ。

死亡給付ハ相續人ナキトキハ之ヲ埋葬管理者ニ支給ス。

之によれば死亡給付ニは葬式費用の意味にして、遺族の救済に非ず。然らば遺族救済のためには簡易生命保險を改造して之に充つべきか。

○第二十七條 本章ニ規定スル保險給付ヲ爲シ、尙疾病保險特別會計ニ剩餘金アル場合ニ於テハ、其ノ範圍内ニ於テ保險給付ヲ増額シ、又ハ支給期間ヲ延長スルコトヲ得。前項ノ場合ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

剩餘金ニは何を指すか。一見明瞭なるが如くなれども、保險數學の研究者より見るときは甚だ明瞭を缺く。何となれば本法案の前後を通じて毫も保險數學上の基礎を示したる條文無ければなり。須く保險技師をして確實なる設計を立てしむべきなり。

○第二十八條 六月以上疾病保險ノ被保險者タリシ者ニシテ、失業ノ爲被保險者タル資格ヲ失ヒタル後三週間以内ニ保險事故發生シタル場合ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ受クルヲ得。之は失業者に對する特別の規定なるが、失業者減少のため職業紹介所を設け、且つ失業者救済のため速に失業保險の制度を設くるこゝの必要は本條の上より見ても明白なり。なほ純粹の失業者ニ否ミの識別方法を明定する必要あり。

○第二十九條 第十四條ノ規定ニ依リ繼續被保險者ト爲リタル者ハ、繼續被保險者ト爲リタル時ヨリ二月ヲ經過スルニ非サレハ保險給付ヲ受クルコトヲ得ス。保險學者の所謂反對選擇を防ぐ一手段として必要の規定なるべし。尤も此者ニ雖も前條の適用を

受け得るは勿論なり。

○第三十條 左ノ場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ停止ス。

一、保險給付ヲ請求シ得ル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ、又ハ感化院ニ收容セラレタルトキ

二、保險給付ヲ請求シ得ル者外國ニ其ノ住所ヲ移轉シタルトキ

三、治療中ノ被保險者カ醫師ノ指揮ニ従ハサルトキ

四、被保險者カ故意ニ疾病ヲ招キ、又ハ犯罪ニ因リ疾病ヲ招キタルトキ

○第三十一條 疾病保險ノ被保險者ト爲リタルトキ既ニ疾病ニ罹リタルモノナルトキハ、其ノ疾病ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ爲サス又ハ之ヲ減額スルコトヲ得。

○第三十二條 保險給付ヲ受クヘキ者二年間請求ヲ爲サザルトキハ、請求權ハ時効ニ依リ消滅ス。

○第三十三條 保險給付ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、被保險者、其ノ家族、若ハ相續人、又ハ埋葬管理者ノ申請ニ基キ當該官署之ヲ決定ス。

第五十三條の制裁あり。

○第三十四條 保險給付ノ請求權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス。但シ法令ニ別段ノ定アルトキハ此ノ

限ニ在ラス。

○第三十五條 保險給付ノ請求權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス。

○第三十六條 被保險者カ疾病ニ罹リタルトキ、傷害ヲ受ケタルトキ、分娩シタルトキ、又ハ死亡シタルトキハ、傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官署ニ之ヲ届出ツヘシ。

義務違反に對する制裁無し。

○第四章 保險料

○第三十七條 疾病保險ノ保險料ハ國庫、傭主及被保險者左ノ割合ニ依リ之ヲ分擔ス。但シ第十四條ノ規定ニ依リ繼續被保險者ト爲リタル者ハ保險料ノ全額ヲ負擔ス。

一、國庫 保險料ノ十分ノ二

二、傭主 保險料ノ十分ノ四

三、被保險者 保險料ノ十分ノ四

保險料の負擔者として國庫及び傭主の責任を認めたることに就ては第二條に於て既に論じたり。其負擔の割合も大體に於て適當なるべし。殊に傭主及び被保險者の割合を同一に成したるは、第四十七條の疾病保險委員會の組織上にも公平を得るこゝこ思はる。次に繼續被保險者が全額を負擔す

るは不當なり。國庫は常に其の割合を負担し、繼續者は自己及び傭主の分を負担するを適當に考ふ。何となれば彼等の中には雇傭關係を離れて所得の源泉を失ひたる者少からざるべければなり。

本條は第四條を合せて法案の龍骨を成すものなり。第四條には「保險料ハ基本給料ノ百分ノ六ヲ超ユルコトヲ得ス」にあり。若し百分の六にすれば賃銀一圓に對して勞働者は二錢四厘を負担することと成る。而して立案者は獨逸の實例を基礎として百分の四・五にて足るものと計算せり。然らば勞働者は賃銀一圓に對して一錢八厘を負担することと成る。然しながら之れだけの保險料を徴收するに留むるときは、保險給付が極めて不充分なるものに過ぎざることには既に屢述べたる所の如し。故に余は、保險料を更に高めて、以て保險給付を一層完全ならしめんことを提案せんことを欲す。之れ眞に勞働者の幸福を増進せしめ、社會政策をして名實相叶はしむる所以なり。實際勞働者の負擔を一錢八厘とするも二錢四厘とするも其の差僅に煙草一本の代價に過ぎず。更に之を高めて二錢八厘(百分の七)とするも、三錢二厘(百分の八)とするも、實際生活の上に殆ど何等の差異を感じざるべし。而して之によりて各種の保險給付は甚しく潤澤となり。被保險者及び其の家族の生活を、不幸に際して名實共に救済し得るに非ずや。余は立案者が歐洲の不完全なる先例に倣はれたるを遺憾とす。國庫の負擔増加の如きは、眞に爲政者が國家の任務を自覺したる場合には、寧ろ之を歓迎せらるべ

きものと思惟す。若し保險料を賃銀の百分の四・五としたるとき、國庫負擔額は立案者の推定額千二百萬圓餘にすれば、百分の八に高むるも二千二百萬圓弱となり、差額僅に九百五十萬圓餘に過ぎざるなり。

○第三十八條 被保險者ノ從事スル職業ニシテ罹病危險率著シク高キモノニ在リテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ保險料額ヲ高ムルコトヲ得。但シ第四條ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス。

前項職業ノ傭主ハ前項ノ處分ニ對シ異議ヲ提出スルコトヲ得。

異議及其ノ決定ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

○第三十九條 前條ノ割増保險料額ハ傭主ノ負擔トス。之れ一種の職業的疾疾病を認むべきものなればなり。

○第四十條 被保險者カ本法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受クル期間ハ保險料ヲ徴收セス。

之は被保險者の負擔部分のみを徴收せざる意味なりや。或は國庫及び傭主も負擔を免るるものなりや。

○第四十一條 傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、自己ノ負擔タルヘキ保險料額ト共ニ、其ノ使用スル被保險者ノ負擔タルヘキ保險料額ヲ拂込ムヘシ。但シ第十四條ノ繼續被保險者ノ負擔タルヘ

キ保険料額ハ此ノ限ニ在ラス。

第十四條ノ繼續被保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ負擔タルヘキ保険料額ヲ拂込ムヘシ。

○第四十二條 前條第一項ニ依リ傭主ノ拂込ミタル被保險者ノ負擔タルヘキ保険料額ハ、被保險者ノ受クヘキ報償ノ中ヨリ控除スヘキモノトス。

之は強行規定に非ずして任意規定なるべし。何となれば傭主が全部を負擔することは毫も妨げなければなり。なほ本條に關しては第五十四條の罰則あり。

○第四十三條 被保險者カ同時ニ二個以上ノ勞務關係ヲ有スルトキハ、各傭主ハ其ノ保險料ニ付連帶シテ其ノ責ニ任ス。

○第四十四條 保險料ノ徵收ニ付テハ國稅徵收法ノ例ニ依ル。

前項ノ徵收金ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有シ、其ノ追徵、還付及時効ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル。

○第五章 審議機關

○第四十五條 疾病保險ニ關シ重要ナル事項ヲ審議セシムル爲疾病保險委員會ヲ置ク。

疾病保險委員會ニ關スル規定ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

○第四十六條 本法ニ基キテ發スル命令ハ疾病保險委員會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス。

○第四十七條 疾病保險委員會ハ政府、傭主、及被保險者、並學識經驗アル者ノ中ヨリ、政府ニ於テ委員ヲ命シ、之ヲ組織ス。

此の内にて政府、傭主、被保險者の利益を代表する者の割合又は其の人数を一定し置くこと必要なるべし。而して傭主側及び被保險者側は第三十七條の趣旨を承けて、同一の基礎の上に置かるべきものなり。

○第六章 審査機關

○第四十八條 疾病保險ニ關シ爭議事項ヲ審査セシムル爲、疾病保險審査會ヲ置ク。

疾病保險審査會ニ關スル規定ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

○第四十九條 疾病保險ニ關シ民事訴訟ヲ提起セントスル者ハ、疾病保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス。

前項ノ審査ヲ受ケタル後一月ヲ經過シタルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス。

○第五十條 前條ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス。

○第七章 罰則

○第五十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、若ハ之ヲ妨ケ、又ハ其ノ訊問ニ對シ

虚偽ノ答辯ヲ爲シ、若ハ答辯ヲ爲ササル者ハ、二百圓以下ノ罰金ニ處ス。

○第五十二條 正當ノ理由ナクシテ被保險者ノ身體検査又ハ健康證明書ノ提出ヲ拒ミタルモノハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス。

○第五十三條 本法ノ保險給付ヲ受タル目的ヲ以テ、故意ニ不實ノ告知又ハ陳述ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役ニ處ス。

○第五十四條 備主カ故意ニ被保險者ノ負擔タルヘキ保險料額以上ノ金額ヲ、其ノ支拂ハルヘキ給料中ヨリ控除シタルトキハ三月以下ノ懲役ニ處ス。

○附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

○餘論

以上の如き法案に對して、余は逐條的に意見を略述したり。最後に余は二三の問題を茲に提出して本論文を結ばんご欲す。

保險機關に就ては第一條に述べたる如く、余は(一)共済組合の奨励、(二)國營保險局の設置、(三)再保險の必要を主張す。その共済組合は我國の現状にては企業に附屬したる組合の形式を採るもの

最も多かるべきことを豫想す。然るべきは國營保險局は何省に屬するが最も便宜なりや。簡易生命保險の現に行はるるごと、及び金錢取扱上より見たる便宜は郵便局(從て逓信省)にあり。されど業務上の傷害及び職業的疾病が獨逸の例の如く、疾病保險ニ關係を生すべきことを豫想すれば、工場監督官(從て農商務省)を利用すること便宜多し。然るに疾病、傷害、癱疾等の如きは社會衛生に最も密接なる關係あるものなれば、警察署及び町村役場(從て内務省)は必要なる機關なり。此等の點より考ふる時は、國營保險局は内閣直屬の獨立機關にすか、又は他の多くの社會問題と共に勞働省を分立せしめて其の事業にすことを要すべし。獨逸は革命前には獨立の帝國保險院を有したり。佛國は勞働省に、英國は商務省に屬せり。

我國には未だ疾病保險會社は存在せざれども、傷害保險事業は現に三社にて行へり。而して本法案第十八條の疾病給付には傷害給付を包含し、又業務上の傷害は將來傷害保險制度の設けらるることを豫想し、又本法案第十二條を考察するときは、傷害保險會社と勞働保險制度との關係を明瞭になし置くこと必要なり。余は左の二の方法を豫想す。一は傷害保險會社を恰も共済組合と同じく本法上の一機關と公認することなり。二は本法案第十條列記の者に對する傷害保險事業を保險會社に禁止するにあり。然らざれば次に述べんごする二重給付の場合を見るべし。

本法に定むる保険給付の外、更に同一事故に對して給付を受くるに於ては、罹災者をして却て利得せしむることとなり、不當の結果を見ることあり。殊に疾病給付に於て然り。故に之を避けざるべからず。然るに本法案第十條の強制被保險者中には、事務員又は公吏の如き月給制度の俸給取得者あり。此等の者は數日又は數週間の疾病のために其の俸給を減少せしめらるること無く、而も第十八條第一項第二號の金錢給付を受くるに於ては、要するに二重給付と同一の結果を生ずべし。尤も第二十三條及び第二十六條等の如く其の給付の極めて不充分なる場合には、一定の範圍内に於て二重給付を妨げざるべし。

大正九年七月二十九日記

大正十年十月十六日印刷
大正十年十月二十日發行

禁 著 作
漢 權
譯 所 有

著 者 森 莊 三 郎
發 行 者 江 草 重 忠
印 刷 者 金 澤 求 也

假設並製 金 貳 圓
本 廠 上 製 金 貳 圓 四 拾 錢

發 行 所
發 賣 所
賣 捌 所

東京市神田區一ツ橋通町五番地
電話九段三三三番一三三番
振替所金口三三三番
東京市神田區南神保町十三番地
振替口東京五五〇六番
東京市本郷區森川町一番地

森 莊 三 郎
江 草 重 忠
金 澤 求 也
有 斐 閣 雜 誌 店
有 斐 閣 書 房
有 終 閣 書 房

(社 員 元 地 番 三 可 井 尾 記 區 町 總 市 京 東 所 辦 部)

(勞 働 保 險 研 究 會 附)

502
40

終